

官報 号外

平成十四年十一月十五日

○第百五十五回 参議院会議録第六号

平成十四年十一月十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第六号

平成十四年十一月十五日

午前十時開議

第一 警備業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付)

第二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、国家公務員等の任命に関する件

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号

一、知的財産基本法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、
国家公務員倫理審査委員会に得本輝人君を、情報公開審査委員会に松井茂記君を、
国家公安委員会に大森政輔君を、
また、中央労働委員会委員に山口浩一郎君、佐藤英善君、今野浩一郎君、椎谷正君、落合誠一君、渡辺章君、上村直子君、荒井史男君、山川隆一君、諏訪康雄君、曾田多賀君、岡部喜代子君、林紀子君、横溝正子君及び若林之矩君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。
まず、国家公務員倫理審査委員会、情報公開審査委員会並びに中央労働委員会委員のうち山口浩一郎君、佐藤英善君、今野浩一郎君、椎谷正君、落合誠一君、渡辺章君、上村直子君、荒井史男

君、山川隆一君、諏訪康雄君、曾田多賀君、岡部喜代子君、林紀子君及び横溝正子君の任命について採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十八

賛成 二百十八

反対 〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、国家公安委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十五
賛成 百二十一
反対 九十四
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、中央労働委員会委員のうち若林之矩君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十六

賛成 百九十五

反対 二十一

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、知的財産基本法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 知的財産基本法案(趣旨説明)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。平沼経済産業大臣。

〔國務大臣平沼超夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(平沼超夫君) 知的財産基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、これまで国民のためまぬ努力により、かつてない経済的繁栄とともに豊かで文化的な生活を享受できる社会を実現してきましたが、近年は低廉な労働コストや生産技術の向上等を背景にしたアジア諸国の急速な追い上げを受けるなど厳しい経済情勢にあります。我が国が、今後とも世界で確固たる地位を維持していくためには、創造力の豊かな人材を育成し、優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、ブランド、コンテンツなどの知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る、いわゆる知的財産立国を目指して進んでいくことが不可欠であります。

このような認識の下、本法案におきましては、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その基本理念、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、知的財産戦略本部を設置すること等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とするものであります。

次に、本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、知的財産の定義として、発明、著作物など人間の創造的活動により生み出されるもの、商標など商品等を表示するもの及び営業秘密など事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を定めております。

第二に、基本理念として、知的財産に関する施策の推進は、国民経済の健全な発展及び豊かな文

化の創造、我が国産業の国際競争力の強化及びその持続的発展に寄与すべき旨を規定をいたしております。

第三に、基本的施策として、大学等における研究開発の推進、特許権等の権利の付与の迅速化、訴訟手続の充実及び迅速化、国内及び国外における権利侵害への措置、新分野における知的財産の保護、専門的知識を有する人材の確保等を規定をいたしております。

第四に、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画について、原則として施策の具体的な目標や達成の時期を付すべきこと等所要の事項を規定しております。

第五に、推進体制として、内閣に知的財産戦略本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定をいたしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことを心よりお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。築瀬進君。

〔築瀬進君登壇、拍手〕

○築瀬進君 よろしくお願ひします。

私は、民主党・新緑風会を代表して、知的財産基本法案について質問させていただきます。以下、知的財産を知財と略すこともありますのでお許しただきたいと思ひます。

民主党は、一九九九年の六月に知的財産権戦略プロジェクトチームを立ち上げ、ほぼ一年かけて多くの識者のヒアリングを行い、「はばたけ 知

的冒険者たち」という知的財産権の総合的な戦略をまとめ、二〇〇〇年の六月に発表いたしました。様々な提案をいたしておりますけれども、既にその中に、知財基本法として知財戦略本部の設置についての提案はしっかりと明言されているというところをこの席で確認をさせていただきたいと思ひます。

私自身も、プロジェクトの責任者として知財戦略の重要性を本院でも再三訴えてまいりました。三年前、当時の小淵総理にカミオカンデについての質問をいたしました。そして、その研究者の小柴先生が、御案内のとおり、今年、ノーベル物理学賞を受賞いたしました。その年にこうして知財基本法案が提出されたのでありますから、私に

本来自ら、もう手を挙げて喜びたいところでありますが、どうもそうはまいりません。なぜなら、今回も与党お得意の小出し先送り、そして各省の縦割りの中で、国家戦略という看板があつたという間に泥まみれにされ、簡単に葬り去られてしまいそうで心配でならないからであります。

私は、二十一世紀の日本の幸せは、正に我が国の知的創造力を高めていく以外にないと確信をいたしております。知的創造革命こそ、情報革命と車の両輪になって我が国の未来を切り開く正に国家戦略でなければなりません。そんな観点に立ちながら質問させていただきます。

まず第一は、国家戦略とは何かということであり、

知財戦略本部の置かれる内閣府の責任者、福田官房長官に質問をさせていただきますと思ひますが、確かに小泉総理は、今国会冒頭の所信表明演説で、このことについて国家戦略であるというこ

とを明言をいたしました。しかし、議事録ではたった一行であります。後にも先にもこれだけ。私は、この演説を聞いて正直大変がっかりいたしました。知財の持つ重要性の認識が総理には全く欠けているのではないかと。また、実に手軽に国家戦略という言葉を使っている。これでは国家戦略が泣くというものであります。

昨日、日経平均株価、八千三百三十九円。バブル崩壊後、最安値を更新し続けております。BIS規制は八割というふうな基準を置いている。八割の逆数は一二・五割であります。すなわち、銀行にとって株価発行総額が一億円減れば、その十二・五倍、十二億五千万円の債務を貸しはがしをしなければならぬ。正に、株価が下がるといふことは大変な貸しはがし、信用収縮をこの国に招来をしているというところについての認識を私たちはしっかりと持たなければなりません。

小泉改革は、基本的には後ろ向きな改革であります。今までの日本のツケを直す改革ではない。未来への展望がない。未来へのビジョンがない。正に、そこに大変大きな国民は不安を感じているわけであり、国民が自信を失い、将来への大きな不安を持っている。そんなときに語られる未来像こそ国家戦略でなければならぬ。国民一人一人に必死で呼び掛け、政治、経済、行政を統合しながら、国家国民の力をすべて投入して取り組む、そんな大きなテーマこそ国家戦略でなければならぬのです。

そこで、知財戦略を国家戦略と断言した総理の真意、やる気を官房長官から御説明願ひたいと思ひます。

第二の質問は、この法案の言う知的財産権の概念は何かということであり、

法案は、まず、人間の創造的活動により生み出される情報なら、事業活動に有用な限り、すべての知的財産であると規定しました。そしてその上で、特許権や著作権を始めとする法律によって定められた権利をすべて知的財産権であると規定してあります。

言うまでもなく、コンピューターのすさまじい発展は二十一世紀を無限に続く技術革新の時代にしてしまいました。こうした中で、従来の特許権あるいは著作権等の個別的な範疇ではとらえ切れないような新たな科学、技術、これが続々と誕生しています。

例えば、金融ビジネスモデル特許のように、著作権と特許権の双方にまたがる問題が出ています。あるいは、ポストゲノム、これは遺伝子の解析技術と応用技術が絡み合っているわけであり、発見と発明の境界がはっきりとしなくなっている例であります。今までの個別概念では捕捉できなくなっている。そして、従来の権利概念を前提にした法的な保護あるいは活用も不十分となる。こんな事態を踏まえて、この法案は、人間の創造的活動の成果物を知的財産といたしました。この点は確かに前進かもしれません。

しかし、よくよく見ると、権利としての知的財産権は、個別法で既に付与された権利を集めただけではない。言わば、従来の特許権とか著作権とか、その中身を全く変えず、審査体制もそのままで、知的財産権という大ぶろしきで包んでくくりにただけであります。これでは余り意味がないんじゃないのか。

第一に、知的財産権の権利としての具体的な中身は一体何なのか。また、第二に、特許権や著作権などの個別の権利の統合を考える必要があるのか。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号

ではないのか。この二点について、経済産業大臣の明確な答弁を求めます。

第三の質問は、知財戦略の推進体制の脆弱さであります。

今指摘したように、法案は、知的財産という人類の創造活動のすべてを網羅するような大変巨大な間口を与えました。また、法案の列挙している十一の基本的施策の実施主体も、経済産業省はもちろんのこと、文部科学省、大学、農水省、厚生労働省、法務省、外務省、財務省、そして裁判所など、実に広範であります。しかし、戦略の推進体制が実にひ弱なのは極めて問題であります。

すなわち、この法案は、知財戦略の推進機関として、内閣に知的財産戦略本部を置くこととしております。そして、その本部長は内閣総理大臣、本部長は國務大臣と総理任命の有識者、そしてその事務は内閣官房が処理するとしております。確かに権威はあるかもしれない、しかし頭でっかちですよ。そして、その所管事項の巨大さと比較すれば、その事務処理能力たるや余りにも貧弱であります。正に、張り子のトラか吹き流しのコイのような非力な存在でしかない。恐らく、特許は特許庁、著作権は文化庁、種苗は農水省、新薬は厚生労働省といった昔ながらの割拠主義、その実態を変えることは不可能なのではないのか。

先ほど触れた民主党の「はばだけ 知的冒険者たち」では、知財戦略本部を置くと同時に、そこが決定した大方針を実施する具体的なセクションとして、知財庁という独自の官庁を置くことを提案し、各省に散在している個別知的財産権の審査や管理、それらの関連行政、あるいは今後の企画等を一元化するといった、そういう力強い機構改革を提案いたしております。

知的財産基本法案(趣旨説明)

そこで、以下の三点について、経済産業大臣の御所見をお伺いしたい。

まず第一に、戦略の強力な推進体制を作るためには、法案の戦略本部のみでは大変不十分であると考えますが、どうでありましょうか。また、民主党提案のような豊富なスタッフと強い調整機能を持った知財庁を新設する必要があると考えますが、どうでありましょうか。第三に、特許審査期間の速やかな迅速化が必要であります。資本の少ないベンチャー企業にとっては、審査の遅れは直ちに企業の生き死にかかわってくる。一刻も早い審査体制の整備が必要。現状を見ると、特許の審査請求から回答までの平均期間、日本が二十二か月、アメリカは十四か月です。日本の審査官はたった千九百六十人、これに対してアメリカは三千六百六十五人と三倍。早急に審査官の数を増強する等、審査体制の強化を図る必要があると考えますが、以上三点について、経済産業大臣の積極的な答弁をいただきたいと思っております。

第四の質問は、知財のための教育戦略であります。私は、知財戦略の中で最も力を入れなければならないのは、我が国の知的創造力の徹底的な強化だと思っております。知的創造革命こそ二十一世紀の日本が取り組むべき国家目標であると思っております。そして、知的創造力の源は、正に子供たちの知的創造力にあります。最近行われた調査によれば、子供たちの数学、理科の成績は依然、世界的に見ても上位ではありますけれども、急速に、理科が嫌い、数学が嫌いという子供たちが増えている。正に暗記中心になって、子供たちは本当に考える力を失おうとしているのではないのか。正に知的創造力、その活力は子供たち、低下しているのではないのかということをお心配します。

この際、子供たちの知的創造力を徹底して高め、やがてこれを高等教育機関につなげていくといった、知的創造力活性化あるいは強化の一貫したサイクルを教育の中につかりと確立すべきではないかと考えますが、文部科学大臣の御所見を伺いたいと思っております。

さて、先日、ヒトゲノム研究の第一人者、東京大学の生命研究所の所長、新井賢一さんのお話をお伺いいたしました。彼が最も憂えていたのは、知的創造力をむしろ日本の大学の研究体制であります。

彼は、日本とアメリカの研究体制を比較して、アメリカは水平的で任期を持った個人独立型、日本は垂直的で終身雇用の階層型、このように指摘しております。そして、このような日本の縦型システムの中では、予算を教授が握る、その中から助教授が分配を受ける、さらに助手が分配を待つ、こんな垂直関係が生まれてしまう。これでは、自由で独立心旺盛な若い研究者はどんどん海外に逃亡します。我が国のこの大学の研究体制、この厳しい批判にこたえて、遠山文部大臣、どんな改革の方向を打ち出されるか、私どもは期待しております。

日本では教授になるまで二十年掛かる。アメリカでは博士号を取った研究者、いわゆるポスドクと言われていた人たちは数年で独立できると言われています。いかに大学に大量の予算をつぎ込んで、このような上命下服の研究体制では知的創造の活力は大学からは生まれません。この新井さんの指摘を真剣に受け止めて、大学の研究体制の改革に是非とも尽力をいたしていただきたい。文部科学大臣の御所見を伺いたいと思っております。

第五、知財のための司法戦略について質問いたします。

特許権や著作権をめぐる争いは急激に増えています。我が国の知財関係の法曹人口の少なさを、審判期間の長さ、損害賠償の認定額の低さ、もろもろの要因が重なって、日本の裁判所の係属件数は年々減少傾向にある。

そこで、まず、特許権の場合、我が国の紛争処理は二元体制になっているんです。特許の有効性についての特許審判、そしてそれを前提にした上での損害賠償、それは裁判所、特許審判は行政庁。こういうふうな二元的な処理がなされている。これは大陸法系の伝統であるかもしれませんが、けれども、その結果、紛争解決をいざさらば長引かせているということになったら、正に本末転倒じゃありませんか。この際、私は双方を一元化した方がよいと考えますが、法務大臣のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

また、知財専門弁護士の数を日米比較してみると、日本は二百七十一人、アメリカは一万六千人。アメリカは日本の約五十倍あります。また、理科系出身者がこの二百七十一人の中でたった二十七人。専門的知識を持った法曹の比較ということでは、正にアメリカと日本の差は五百倍ということになってしまふ。これではとても勝負になりません。

最近、弁理士法の改正が行われ、不完全ながら弁理士にも訴訟代理権の一部が認められました。が、焼け石に水の感があります。知財専門弁護士の急速な養成、弁理士の更なる活用、知財専門家の早急な増強が求められておりますが、これについて、法務大臣の考えをお聞かせいただきたい。そして、知財のための外交戦略、最後に聞かせていただきたいと思っております。

知財については、その開発状況が世界の他国に先行しますと、必ずグローバルスタンダードに恵まれる、そういうリーダーシップを取る機会に恵まれることになりません。そういう意味では、知財はこれからの外交上欠かせない重要な戦略テーマであります。しかし、これまでの我が国は、グローバルチャンスを確立の主導権を握るチャンスに大変恵まれておりながら、それを生かし切っていないのが実情であります。

例えば、イネゲノムのコンピュータ解析では、実は日本は世界に先行して、その結果得られたゲノム地図をホームページで全世界に公開しました。世界の共有財産にするといったある意味でのグローバルスタンダードを作ったのは実は日本でありました。正に先進的なリーダーシップをこの点で取るチャンスに恵まれていながら、現実にはどうなったかといえ、このことについていち早くアピールしたのは実はクリントンとブレアの二人でありました。正に彼らによって、この部分についてのグローバルスタンダードは、日本発でありながら、英米が作った形になってしまった。こういうことは非常に残念であります。

正に、これからは外交戦略の中心に我が国の知財における国際的なリーダーシップを確立するということが、それを大きな柱として位置付けるべきであると考えますが、どうか、外務大臣の御所見を伺いたい。

また、コンピュータはコピー可能性を飛躍的に高めました。精度の高い模倣品を作ることを簡単にできるようにしてしまつた。そこから模倣品、海賊版、こういう対策が大変重要性を持つてくることになっております。この問題に迅速な対応ができるよう、我が国の在外公館の体制を早急に作り上げるべきだと考えますが、外務大臣の御所見を伺いたいと思っております。

知的創造力を正に革命的に飛躍させることによって、皆さんとともに二十一世紀のすばらしい未来を切り開いていきたい。我々は、与野党を超えてそのために全力を挙げるべきだと思っております。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
(国務大臣平沼赳夫君) 衆議議員にお答えをさせていただきます。

まず、知的財産権の内容についてのお尋ねでございますけれども、御指摘のとおり、本法案では、まず知的財産を広く定義をいたしております。

また、本法に言う知的財産権も、単に特許権や著作権など、個別の法律で付与された権利を集めただけではなくて、従来、必ずしも権利とは観念されてこなかった営業秘密等の不正競争防止法により保護される利益や知的財産に關し判例上認められた権利も知的財産権に含まれるように規定をいたしております。

さらに、御指摘のように、新たな科学技術の成果等についても、知的財産権として法的な保護が適切になされるように検討すべきであることも本法案に規定しているところでございます。

本法案が契機となりまして、知的財産について、権利としての保護がより適切になされることになると私どもは考えているところでございまして。

次に、特許権や著作権を統合した権利の創設についてのお尋ねでありました。

知的財産権は多岐にわたることから、保護すべき対象、目的、権利の性質に応じて法制度を整備をされております。このため、御指摘のような特

許権や著作権等を統合することは必ずしも適切でない、このように考えております。

いずれにいたしましても、我が国の知的財産権の保護が経済社会の情勢変化やニーズに的確に対応できるよう、本法案成立後、内閣に置かれることになる知的財産戦略本部において、関係省庁の協力を得て努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、戦略本部では不十分であることや知財庁を置くことについてのお尋ねがありました。

知的財産戦略本部は、総理大臣を本部長として、全閣僚を本部長といたしました。これによりまして、知財戦略は、総理のリーダーシップの下、各省大臣が先頭に立ってそれぞれの省を指導することに相なります。

また、本部は、知的財産に関するすべての政策を推進計画にまとめまして、これを集中的かつ計画的に推進をいたします。さらに、本部に所要の人員を具備し、しっかりとした事務局体制を作るわけであります。

以上から、知的財産戦略本部は、十分に実効的な知的財産戦略の推進機関であると考えます。

知財庁につきましては、行政組織簡素化の観点から、私どもは必ずしも適切でない、このように考えております。

最後に、特許審査期間の迅速化のため、特許審査体制の整備を図るべきではないかとお尋ねがありました。

経済産業省といたしましては、国際的に遜色のない迅速かつ的確な審査の実現に向け、制度の中核を担う特許審査官の確保に努めるとともに、アウトソーシングや審査補助職員の活用による審査体制の整備等に全力を挙げてまいりたい、このよ

うに思っているところがございます。
以上であります。(拍手)

〔国務大臣福田康夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田康夫君) 築瀬議員にお答えをいたします。

知的財産戦略についてお尋ねがございました。知的財産を戦略的に保護、活用することによりまして、産業の国際競争力を強化することを我が国の国家目標にするというのが小泉総理の一貫した意思であるということをごまます申し上げます。具体的には、三月に知的財産戦略会議を設置し、七月に知的財産戦略大綱を発表、また十月には知的財産基本法案を本国会に提出をいたしました。法案をお認めいただければ、速やかに知的財産戦略本部を設置し、推進計画を作成いたします。

このように、小泉総理のリーダーシップの下で、迅速に知的財産戦略を進めていることをどうぞ御理解をいただきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣遠山敦子君登壇、拍手〕
○国務大臣(遠山敦子君) 築瀬議員にお答えいたします。

私には二問お尋ねがございました。
まず、子供たちの知的創造力を高め、高等教育にリンクさせていくべきではないかとの御指摘がありますが、正に御指摘のとおり、小学校段階から子供たちに知的創造力を高めていくことは極めて重要と考えておりまして、我が省におきましては、理科教育の充実を始め、小学校から大学までの各学校教育段階を通じ、二十世紀型の画一的になりがちであった教育から、二十一世紀型の自立し、創造性を持った人材を育成する教育への転換を図るべく、先般、人間力戦略ビジョンを明確にいた

しまして、全力を挙げて教育改革を推進しているところであります。

まず、初等中等教育におきましては、新しい学習指導要領の下、基礎・基本を確実に定着させるとともに、自ら考える力を育成することを目的といたしております。特に、理科科教育につきましては、観察、実験や課題学習などを通して知的好奇心、探求心などを育成いたしますとともに、スーパーサイエンスハイスクールなどの科学技術・理科大好きプランを推進しているところであります。

また、大学入試等の改善、あるいは高等学校と大学教育の接続の円滑化を進めるとともに、大学教育において、真に幅広い教養と専門的知識を身に付けた人材の育成を目指して、教育・研究機能の強化を図るべく、大学改革を推進しているところでございます。

次に、大学の研究体制についてのお尋ねですが、人材大国、科学技術創造立国を目指す我が国にとりまして、知の創造と継承を行う大学の役割は極めて重要であります。創造性豊かな優れた研究者が活躍できるような研究体制が誠必要と考えているところでございます。

このため、一つには、講座制の見直しや任期制の導入などの制度改善による人材の流動化を促進しておりますし、二つ目には、科学研究費補助金やポスドクフェローシップなど予算面の充実による若手研究者を支援するなど、各種の政策を進めております。
今大事なことは、こうした制度改善や予算措置を利用した自主的かつ積極的な取組が大学関係者によって求められているところであります。我が省といたしましても、国立大学の法人化を含め、大学の研究体制の抜本的改革を更に促進し、知的

創造面における国際競争力を持った大学づくりを支援してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣森山眞弓君登壇、拍手〕

○国務大臣(森山眞弓君) 築瀬議員にお答え申し上げます。

特許権の紛争処理の一元化についてお尋ねがございました。
特許権侵害訴訟における特許無効の判断と特許庁の無効審判との関係に、御指摘のような紛争の一回的解決を目指すようにするべきであるという指摘がされていることは承知しております。そこで、司法制度改革推進本部では、知的財産訴訟検討会を設けまして、侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、紛争の一回的解決を目指す方策も含め、検討を始めたところでございます。

知的財産専門家の増強についてお尋ねがありました。
知的財産権が重要性を増している今日、知的財産紛争処理の担い手の拡充は喫緊の課題でございます。

新たな法曹養成制度の中核である法科大学院においては、理科系出身者を含む多様な人材を入学させ、知的財産法に代表される高度の専門的な分野についての充実した教育が行われることが想定され、同時に、専門家のキャリアアップにも利用していただけるものとなっております。資格試験、継続教育における工夫等によって、法律にも技術にも詳しい専門家が多数養成されるものと期待しております。改正弁理士法の施行により、弁理士と弁理士の専門的知見の相互活用が図られることから、知的財産権に関する紛争解決の充実、迅速化の要請にこたえていくことができるものと考えております。

なお、弁理士の更なる活用につきましては、今後、新しい制度の運用状況等を十分に見極めた上で検討されるべき課題だと考えております。
次に、外務大臣臨時代理といたしまして、お答えを申し上げます。

まず、外交戦略における知的財産の位置付けについてのお尋ねがございました。

知的財産問題の外交戦略上の重要性は、近年ますます高まっていると認識しております。我が国は、従来より、国連の専門機関WIPO、世界的所有権機関やWTOでの議論に積極的に参加しています。また、各種二国間協議などの場においても、必要に応じて本件問題を優先的に取り上げております。

今後とも、知的財産問題の重要性を十分踏まえて、多国間、二国間の場を通じて一層前向きに取り組んでまいります。

次に、模倣品、海賊版対策についてのお尋ねがありました。

この問題は、我が国産業界にとっても重要であると認識しております。外務省はこれまで、例えば、在中国大使から中国の知的財産問題の責任者の李嵐清副総理に書簡を发出するなど、外交ルート等を通じ働き掛けをしてまいりました。今後とも、在外公館はもとより、関係府省、ジェットロなどの機関とも緊密に連携しつつ、機会をとらえて働き掛けを積極的に行い、模倣品対策を含めた知的財産保護に努めていく所存でございます。(拍手)
○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 警備法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長小川敏夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川敏夫君登壇、拍手〕
○小川敏夫君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、警備業者等の欠格事由に、暴力団員と密接な関係にある者等を追加するとともに、精神病者に係る事由の見直しを行うほか、代表者の氏名等全的に共通する事項の変更届出手続を簡素化する等の必要な措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、警備業に関する欠格事由の在り方、警備業への暴力団参入排除徹底の必要性、警備員教育の重要性、検定制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
昨日、質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

投票総数 二百二十一
賛成 二百二十一
反対 ○

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一
賛成 二百二十一
反対 ○

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(倉田寛之君) 日程第二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
日程第三 特別職の職員の給与に関する法律及び二千年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山崎力君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔山崎力君登壇、拍手〕
○山崎力君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する本年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初

任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等を行うとするものであります。
また、特別職の職員の給与に関する法律及び二千年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行うとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、年間給与減額調整措置の妥当性、戦後初の公務員給与の引下げが及ぼす影響、公務員制度の改革の方向性等について質疑が行われました。
質疑を終局した後、両法律案に対する民主党・新緑風会及び社会民主党・護憲連合共同提出の、新たに職員の意見を踏まえた年間給与削減調整措置を設けること等を内容とする修正案が提出され、提出者を代表して高橋千秋理事より趣旨説明が行われました。
次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して宮本岳志委員より両修正案に賛成、一般職職員給与法改正案の原案に反対、特別職職員給与法等改正案の原案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より両修正案に賛成、両法律案の原案に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終わり、順次採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数により否決され、両法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、一般職職員給与法改正案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一
賛成 百九十四
反対 二十七

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(倉田寛之君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律及び二千年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

投票総数 二百二十一
賛成 二百十八

反対
よって、本案は可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(倉田寛之君) 日程第四 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

日程第五 中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員
長田浦直君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(田浦直君登壇、拍手)

○田浦直君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、不良債権処理の進展等の金融環境の変化に対応し、中小企業の資金調達の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、セーフティーネット保証の対象を拡大する等の措置を講じようとするものでございます。

次に、中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案は、創業、新事業など新たな事業活動に挑戦する中小企業等を支援するため、企業組合の

組合員資格を個人に加えて企業等を追加すること、中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象を有限会社、企業組合に拡大すること、株式会社等における最低資本金の規制を受けない会社の設立を認めること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、セーフティーネット保証拡充措置の弾力的運用、信用保険財政の基盤強化策、創業・ベンチャー支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しまして五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十四
賛成 二百二十四
反対 ○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

議員
大江 康弘君 森 ゆうこう君
渡辺 孝男君 山本 香苗君
高橋紀世子君 平野 達男君
遠山 清彦君 沢 たまき君
岩本 荘太君 広野ただし君
高野 博師君 加藤 修一君
佐々木知子君 島袋 宗康君
西川きよし君 福本 潤一君
松 あきら君 山下 栄一君
木村 仁君 加納 時男君
平野 貞夫君 田村 秀昭君
弘友 和夫君 魚住裕一郎君
山口那津男君 山本 保君
鶴保 庸介君 入澤 肇君
山本 正和君 日笠 勝之君
森本 晃司君 風間 昶君
木庭健太郎君 月原 茂皓君
泉 信也君 田名部匡省君
渡辺 秀央君 統 訓弘君

浜四津敏子君 白浜 一良君
草川 昭三君 浜田卓二郎君
椎名 一保君 田村耕太郎君
阿南 一成君 岸 宏一君
吉田 博美君 松山 政司君
舛添 要一君 藤井 基之君
福島啓史郎君 森下 博之君
中島 啓雄君 愛知 治郎君
有村 治子君 大仁田 厚君
齊藤 滋宣君 有馬 朗人君
市川 一朗君 山崎 力君
大野つや子君 仲道 俊哉君
山下 英利君 荒井 正吾君
岩永 浩美君 岩井 國臣君
景山俊太郎君 金田 勝年君
北岡 秀二君 阿部 正俊君
濱手 顯正君 上野 公成君
矢野 哲朗君 吉村剛太郎君
松谷蒼一郎君 山崎 正昭君
片山虎之助君 田中 直紀君
若林 正俊君 清水嘉与子君
関谷 勝嗣君 大島 慶久君
宮崎 秀樹君 久世 公堯君
青木 幹雄君 日出 英輔君
森山 裕君 森田 次夫君
岩城 光英君 田嶋 陽子君
野上浩太郎君 段本 幸男君
伊達 忠一君 柏村 武昭君
椎名 素夫君 山内 俊夫君
世耕 弘成君 小泉 顯雄君
小齊平敏文君 小林 温君
脇 雅史君 山下 善彦君
中川 義雄君 武見 敬三君

同日次の議案を衆議院に送付した。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第
百五十四回国会衆議院提出本院継続審査)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

歯科医師の警察協力医制度に関する質問主意書
(小川敏夫君提出)(第三号)
昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

大塚 耕平君

川橋 幸子君

加藤 修一君

角田 義一君

谷 博之君

朝日 俊弘君

松井 孝治君

風間 昶君

岩本 司君

齋藤 勤君

補欠

松井 孝治君

角田 義一君

補欠

木庭健太郎君

補欠

川橋 幸子君

補欠

齋藤 勤君

補欠

櫻井 充君

大塚 耕平君

山本 保君

補欠

直嶋 正行君

補欠

文教科科学委員

辞任

厚生労働委員

辞任

齋藤 勤君

谷 博之君

経済産業委員

辞任

片山虎之助君

直嶋 正行君

環境委員

辞任

小泉 顕雄君

木庭健太郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に
関する法律案(第百五十四回国会衆議院第二三三号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
の一部を改正する法律案(衆第二二五号)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案(衆第三二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第五
九号)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等
の臨時特例に関する法律案(閣法第六〇号)

知的財産基本法案(閣法第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(閣法第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(閣法第九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
(衆第二二五号)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第三
二号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院
においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案
(第百五十四回国会、佐藤謙一郎君外四名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

警備法の一部を改正する法律案(第百五十四
回国会閣法第三五号)審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改
正する法律案(閣法第六号)審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年
日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措
置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査
報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
(閣法第六七号)審査報告書

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のため
の中小企業等協同組合法等の一部を改正する法
律案(閣法第六八号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書を提出された。

黒部川水系の治水と砂防に関する質問主意書
(中村敦夫君提出)(第四号)

島々谷の砂防に関する質問主意書(中村敦夫君
提出)(第五号)

同日内閣から、左記の者を国家公務員倫理審査会
委員に任命したので、国家公務員倫理法第十四

条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の
要求書を受領した。

記

(十月四日辞職の芦田甚之助の後任)

得本 輝人

同日内閣から、左記の者を情報公開審査会委員に
任命したので、行政機関の保有する情報の公開
に関する法律第二十三条第一項の規定に基づき本
院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日辞職の藤田宙靖の後任)

松井 茂記

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に
任命したので、警察法第七条第一項の規定に基
づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月十一日任期満了の磯邊和男の後任)

大森 政輔

同日内閣から、左記の者を中央労働委員会委員に
任命したので、労働組合法第十九条の三第二項
の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書
を受領した。

記

(十一月一日任期満了による再任)

山口浩一郎

(同日任期満了の磯部力の後任)

佐藤 英善

(同日任期満了による再任)

今野浩一郎

(同日任期満了の岡部晃三の後任)

椎谷 正

(同日任期満了による再任)

落合 誠一

(同日任期満了の小野旭の後任) 渡辺 章
 (同日任期満了による再任) 上村 直子
 (同日任期満了の菊池信男の後任) 荒井 史男

(同日任期満了の菅野和夫の後任) 山川 隆一

(同日任期満了による再任) 諏訪 康雄

(同日任期満了による再任) 曾田 多賀

(同日任期満了の西田典之の後任) 岡部喜代子

(同日任期満了による再任) 林 紀子
 (同日任期満了による再任) 横溝 正子
 (同日任期満了による再任) 若林 之矩

審査報告書

警備業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月十四日

内閣委員長 小川 敏夫
 参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備業者等の欠格事由について、暴力団員と密接な関係にある者等を追加するとともに、精神病者に係る事由の見直しを行うほか、変更の届出手続を簡素化する等の必要な措置を講ずるものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

警備業法の一部を改正する法律案(第五百十四回国会内閣提出、本院継続審査)
 右の内閣提出案は本院において可決した。よってこれを送付する。

平成十四年十一月五日

衆議院議長 綿貫 民輔
 参議院議長 倉田 寛之殿

警備業法の一部を改正する法律案

警備業法の一部を改正する法律

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「役員」の下に「(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）」を加え、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「精神病者又は」を削り、「若しくはを」又は「に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第三条第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若

しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

第三条に次の一号を加える。

十一 第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

第四条の五第二号中「第七号」を「第九号」に改め、同条に次の二号を加える。

三 正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

第五条中「行なおう」を「行おう」に、「内閣府令で定める事項」を「次の事項」に、「添付し」を「添付し」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四条の二第一項第一号及び第四号に掲げる事項

二 主たる営業所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

第五条の次に次の一条を加える。

(廃止の届出)

第五条の二 警備業者は、警備業を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、廃止の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

二 前項の規定による届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

第六条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条第一項中「警備業を廃止したとき、又は及び」若しくは前条の規定により届け出るべき事項」を削り、「公安委員会に、廃止又は」を「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、警備業者が第四条の二第一項第一号、第二号(主たる営業所に係る部分に限る。)(又は第四号に掲げる事項に変更があつたこと)を理由として前項の規定により届出書を提出した場合においては、当該届出書に記載された内容を、当該警備業者が営業所を設け、又は第五条に規定する警備業務を行っている都道府県の区域を管轄する他の公安委員会に通知するものとする。

第六条に次の一項を加える。

4 第一項の規定は、第五条第三号に掲げる事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替へるものとする。

第七条第一項中「第五号」を「第七号」に改める。

第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替へるものとする。

第十条第二項中、「携帯しよう」とを「携帯しよう」とに改め、「規格」との下に、「第六条第一項中「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」とを加える。

第十一条の三第三項第二号中「第五号」を「第六

号に改め、同項第三号中「次項第二号」を「第六項第二号」に改め、同条第六項第一号中「第五号」を「第六号」に改める。

第十一号の五中「同条各号」を「同条第二号若しくは第三号」に改める。

第十一号の六第三項中「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は心身の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うことができない者」として国家公安委員会規則で定めるもの」と、同項第三号に改める。

同条第六項第三号を「同条第六項第一号中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は第十一号の六第三項において読み替えて準用する第三項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者」と、同項第三号に改める。

第十五条第二項第三号中「第七号」を「第九号」に改める。

第十六条の二中「第三条第五号」を「第三条第六号若しくは第七号又は第十一号の六第三項において読み替えて準用する第十一号の三第三項第二号(第三条第一号から第五号までに係る部分を除く。）」に改める。

第二十条第三号中「第五号の下に」、第五号の二第二項を加え、「第九条第三項」を「同条第四項、第九条第三項」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に変更があった事項に係る

(経過措置)

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号

届出については、この法律による改正後の警備業法第六条又は第十一号の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
平成十四年十一月十四日

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十四年八月八日付けの給与改定に関する報告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤

勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等を行うおととするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法並びに特別職の職員の給与に関する法律及び二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行

に伴い、一般会計において、二千三百億円程度の節減効果が生じる。

附帯決議
政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今回の月例給の引下げが公務員の士気や民間給与・経済に与える影響等を重く受けとめ、公務員の適正な処遇の確保に努めるとともに、フレックスタイム制の積極的な総合施策を一刻も早く実施すること。

二、年間における官民給与を均衡させる方法等を決定するに当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。

三、今回の給与の減額調整措置は、公務員給与の改定時期が民間と乖離している人事院勧告制度特有の在り方に起因していることから、民間等へ影響を及ぼさないよう十分留意すること。

四、公務員制度改革に当たっては、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。
右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
平成十四年十一月八日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 綿貫 民輔

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「三十一万六千四百円」を「三十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「五万六千四百円」を「五万八千四百円」に改める。

第十一条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の五十五」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に改め、同条第三項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」とを削り、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の三十」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第二十二條第一項中「三万九千二百円」を「三万八千四百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合)については、十万円」に改める。

附則第九項から第十四項までを削る。
別表第一から別表第十までを次のように改める。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号

警備業法の一部を改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一

別表第一 行政職俸給表(第六條關係)

イ 行政職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	円 185,600	円 220,600	円 238,300	円 259,100	円 278,700	円 300,100	円 334,300	円 372,300	円 421,000	
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400	
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800	
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300	
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400	
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500	
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500	
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500	
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500	
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500	
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700	
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900	
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800	
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900	
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600	
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200			
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600			
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800			
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900				
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500				
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200				
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900					
	23			302,900	357,000	378,000	417,900						
	24			304,900	359,200	380,600	421,400						
	25			306,900	361,600	383,200							
	26			308,700	363,800	385,900							
	27			310,600	366,100								
	28			312,600	368,400								
	29			314,500									
	30			316,500									
	31			318,400									
	32			320,300									
再任 職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500	

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

行政職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,800	184,600	202,500	228,800	257,400
	2	121,200	172,600	190,500	208,700	235,800	264,800
	3	124,900	178,600	196,500	215,100	242,700	272,200
	4	128,700	184,600	202,400	222,000	249,900	280,300
	5	132,500	189,900	208,600	228,700	256,700	288,400
	6	136,700	195,000	215,000	235,500	263,600	296,800
	7	141,400	200,200	221,800	241,700	270,300	305,300
	8	146,200	205,700	227,900	247,600	276,500	313,500
	9	152,200	211,100	234,100	253,400	282,300	321,500
	10	158,300	216,300	239,900	259,200	287,800	329,100
	11	165,500	221,800	245,500	264,600	293,300	336,700
	12	172,200	226,900	251,100	269,800	298,700	343,800
	13	178,100	231,700	256,300	274,800	304,000	350,900
	14	183,600	236,600	261,400	279,800	309,000	357,100
	15	188,300	241,400	266,300	284,500	313,700	363,200
再任 職員 以外 の 職員	16	192,900	245,500	270,800	289,300	318,300	369,200
	17	197,400	249,600	275,600	293,300	322,600	374,900
	18	201,500	253,400	280,200	296,900	326,900	380,200
	19	205,200	256,600	284,600	300,100	331,000	385,200
	20	208,200	259,000	288,200	303,000	334,700	389,700
	21	211,200	261,100	290,800	305,900	338,100	394,200
	22	214,200	263,100	293,100	308,500	341,300	398,400
	23	217,100	264,500	295,500	311,200	343,700	401,700
	24	219,800	266,000	297,500	313,700	346,200	
	25	222,100	267,600	299,500	316,100	348,500	
	26	224,300	269,300	301,400	318,200	350,900	
	27	226,400	270,900	303,200	320,300	353,200	
	28	228,600	272,600	305,100	322,300		
	29	230,500	274,200	307,000	324,500		
	30	232,500	275,800	308,900	326,700		
	31	234,400	277,400	310,800	328,800		
	32	236,100	279,100				
	33		280,700				
再任 用職 員		194,400	206,300	213,700	231,000	256,600	290,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員以外の職員	1	円 —	円 221,700	円 269,800	円 307,200	円 334,300	円 372,300	円 421,000
	2	155,900	232,700	281,500	319,800	346,400	384,600	435,400
	3	162,600	243,900	293,200	331,200	358,500	396,900	449,800
	4	172,100	255,000	304,900	341,700	370,400	409,300	464,300
	5	179,200	265,900	316,500	352,200	382,100	421,700	478,400
	6	186,700	276,200	327,800	362,000	393,700	433,800	492,500
	7	193,900	286,600	337,700	371,500	405,300	445,800	506,500
	8	201,300	296,700	347,400	380,900	417,000	457,100	520,500
	9	208,600	306,900	356,900	390,300	428,600	468,300	534,500
	10	216,300	316,800	366,200	399,700	439,500	479,100	548,500
	11	224,200	324,800	375,200	409,100	449,300	488,700	559,700
	12	231,800	332,200	384,000	417,900	458,800	497,500	566,900
	13	239,100	339,700	392,500	425,800	466,600	505,000	573,800
	14	245,700	346,500	399,400	431,700	473,100	511,900	579,900
	15	252,100	351,300	405,000	437,400	479,700	516,400	584,600
	16	258,400	354,600	408,200	441,200	484,200		
	17	263,900	357,100	411,500	445,000	488,600		
	18	269,100	359,500	414,800	448,900	492,800		
	19	274,100	361,900	418,100	452,500			
	20	279,200	364,200	421,600	456,200			
	21	283,700	366,600	424,800				
	22	287,800	368,900	428,300				
	23	291,500						
	24	294,700						
	25	297,100						
再任職員		212,100	255,400	305,800	340,300	370,200	405,200	458,500

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,000円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	円 213,500	円 249,900	円 269,300	円 289,500	円 309,500	円 330,800	円 361,800	円 396,700	円 435,700
	2	150,900	194,900	221,500	258,700	278,300	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
	3	157,100	202,400	228,800	267,800	287,500	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
	4	164,300	209,400	236,300	276,800	296,700	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
	5	171,700	215,200	243,500	285,900	305,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
	6	179,100	219,900	250,800	295,000	314,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
	7	187,700	224,700	258,100	304,000	323,900	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
	8	195,000	229,500	264,100	312,500	332,800	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
	9	197,900	233,000	269,800	321,000	341,500	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
	10	200,900	236,100	275,500	329,200	350,000	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
	11	203,000	238,900	281,100	337,100	357,000	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
	12	205,000	241,800	286,300	344,500	363,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
	13	206,800	244,800	290,600	349,700	368,800	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
	14	208,300	247,700	294,500	353,800	374,400	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
	15		249,700	298,000	357,700	379,500	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
	16			301,300	361,200	384,000	430,300	446,600	471,100	496,600		
	17			303,400	363,800	387,400	435,800	450,900	475,100	500,600		
	18				366,300	390,700	440,100	455,200	479,100	504,600		
	19				368,500	393,900	443,600	458,700	483,100			
	20				370,700	396,700	446,900	462,100	486,800			
	21				372,800	399,200	450,300	465,500	490,500			
	22				374,900		453,700	469,100				
	23				376,900		457,100					
	24						460,600					
再任 職員		163,800	206,600	233,500	278,000	297,900	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以 外 の 職 員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	—	—	—	—	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700	435,700
	3	157,500	172,900	180,200	199,400	241,200	279,000	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
	4	164,100	180,200	189,300	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
	5	171,200	189,300	199,200	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
	6	178,300	199,200	206,900	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
	7	186,800	206,900	214,400	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
	8	196,500	214,400	221,800	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
	9	204,000	221,800	228,700	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
	10	211,500	228,700	236,000	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
	11	218,900	236,000	243,800	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
	12	225,700	243,800	251,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
	13	233,000	250,800	259,700	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
	14	240,700	258,700	267,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
	15	247,700	266,600	275,700	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
	16	255,600	274,500	283,700	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
	17	263,500	282,200	291,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600		
	18	270,900	289,400	298,500	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600		
	19	277,700	296,500	305,900	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600		
	20	284,100	303,300	313,200	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100			
	21	290,600	310,000	320,200	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800			
	22	297,100	316,700	327,300	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500			
	23	303,100	323,200	334,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100				
	24	309,500	329,500	341,000	365,100	410,000	428,500	457,100					
	25	315,400	335,900	347,800	372,800	413,600	431,700	460,600					
	26	321,100	342,400	354,400	379,900	416,600	434,500						
	27	326,900	348,800	361,100	386,900	419,600	437,600						
	28	332,600	354,900	367,200	392,800	422,600							
	29	337,500	360,300	372,600	398,600	425,800							
	30	341,100	365,100	377,500	402,200	428,600							
	31	344,800	369,500	382,400	405,200	431,500							
	32	348,600	374,000	385,400	408,100								
	33	352,400	376,600	388,100	411,100								
	34	354,800	379,200	390,800	414,300								
	35		381,700	393,500	417,100								
	36		384,300	396,300	419,900								
	37		386,900	399,000	401,700								
再任 職員		245,000	255,300	258,500	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、202,700円とする。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

ロ 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員以外の職員	1	円—	円—	円213,500	円249,900	円269,300	円289,500	円309,500	円330,800	円361,800	円396,700	円435,700
	2	150,900	194,900	221,500	258,700	278,300	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
	3	157,300	202,400	228,800	267,800	287,500	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
	4	165,000	209,400	236,300	276,800	296,700	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
	5	172,900	215,200	243,500	285,900	305,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
	6	180,900	220,900	250,800	295,000	314,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
	7	188,300	226,400	258,100	304,000	323,900	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
	8	195,000	231,500	265,000	312,500	332,800	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
	9	199,500	236,400	271,400	321,000	341,500	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
	10	203,800	241,000	277,900	329,200	350,000	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
	11	208,000	245,600	284,200	337,100	357,800	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
	12	211,900	250,600	289,800	344,500	365,500	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
	13	215,500	255,800	295,300	350,900	372,800	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
	14	218,900	260,700	300,700	356,000	380,000	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
	15	222,400	265,400	306,200	360,800	386,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
	16	225,700	269,500	310,700	365,100	391,500	430,300	446,600	471,100	496,600		
	17	228,900	273,100	315,100	368,100	396,100	435,800	450,900	475,100	500,600		
	18	231,600	276,800	319,200	371,100	399,700	440,100	455,200	479,100	504,600		
	19	234,200	278,600	322,500	373,700	403,000	443,600	458,700	483,100			
	20	236,400		324,900	376,500	406,100	446,900	462,100	486,800			
	21	238,400		326,800	379,200	408,800	450,300	465,500	490,500			
	22			328,700	381,400	411,300	453,700	469,100				
	23			330,500	383,500		457,100					
	24			332,400	385,600		460,600					
	25			334,300								
	26			336,100								
再任職員		171,300	213,900	242,000	280,300	301,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六條関係)

イ 海事職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 252,400	円 304,000	円 332,000	円 369,700	円 454,500
	2	162,200	215,300	261,400	317,600	343,400	383,000	467,200
	3	171,500	224,000	271,000	330,600	354,700	396,300	479,700
	4	181,100	232,700	281,200	341,700	366,000	413,600	492,100
	5	190,800	240,600	294,800	352,900	377,300	430,900	504,200
	6	201,100	248,500	308,300	364,200	388,200	447,800	515,800
	7	211,700	256,100	321,100	375,400	402,200	459,800	527,200
	8	218,400	263,400	329,600	386,300	415,900	471,500	537,300
	9	224,600	271,100	338,100	397,100	429,200	482,300	546,500
	10	229,300	278,300	346,500	407,800	438,500	493,000	553,500
	11	233,000	285,400	354,400	418,400	447,400	503,300	560,400
	12	237,000	291,600	362,000	426,900	455,700	511,800	566,800
	13	240,800	297,300	369,300	433,800	463,800	518,800	573,000
	14	244,700	303,000	376,400	440,700	470,400	524,700	578,600
	15	247,900	307,600	383,200	447,400	475,400	530,200	583,100
	16	251,100	312,100	389,600	451,700	479,400	535,100	
	17	254,300	316,400	395,500	454,800	483,300	539,100	
	18	257,400	319,400	398,500	458,200	487,100	542,900	
	19	259,300	322,400	401,400	461,600	490,900	546,800	
	20			404,100	464,900	494,600	550,800	
	21			407,000	468,400	498,200		
	22			409,700	471,900	501,800		
	23			412,600	475,200	505,600		
	24			415,500	478,600			
	25			418,500	482,200			
	26			421,600				
	27			424,600				
再任職員		221,600	252,600	292,300	344,700	371,100	410,300	482,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

平成十四年十一月十五日 参議院會議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

□ 海事職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	円 —	円 —	円 204,000	円 230,900	円 263,100	円 295,800
	2	137,500	172,800	210,800	238,300	271,300	304,000
	3	141,500	180,700	217,100	245,800	279,800	312,100
	4	146,500	189,400	223,900	254,500	287,800	320,300
	5	152,400	196,900	230,900	262,700	294,800	328,600
	6	158,300	203,500	238,300	270,800	301,600	337,300
	7	165,100	209,900	245,800	278,800	308,100	345,800
	8	172,600	215,300	254,500	285,400	314,600	353,900
	9	179,700	221,500	262,600	291,900	320,600	361,700
	10	187,900	227,600	270,400	298,300	326,600	369,500
	11	195,400	234,100	277,800	304,400	332,400	377,300
	12	201,800	240,600	284,300	310,100	338,000	384,800
	13	208,100	246,600	290,500	315,200	343,700	392,200
	14	213,400	252,800	296,700	320,300	348,900	399,100
	15	218,600	259,000	302,300	324,700	353,700	405,400
再任 職員 以外 の 職員	16	223,700	264,800	307,700	328,900	358,400	411,300
	17	228,800	270,400	312,100	332,500	362,600	417,200
	18	233,600	275,900	316,500	335,900	366,300	422,800
	19	238,600	281,200	320,700	339,300	369,400	428,400
	20	242,900	285,900	324,400	342,200	372,200	433,400
	21	246,000	289,700	327,000	345,200	375,100	438,100
	22	248,900	292,400	329,500	347,400	377,900	442,400
	23	250,900	295,000	332,000	349,600	380,800	446,000
	24		297,400	334,200	351,700	383,600	
	25		299,400	336,200	353,900	386,400	
	26		300,900	338,200	356,000	389,300	
	27		302,500	340,000	358,200	392,100	
	28		304,200	341,900	360,500		
	29		305,900	343,800	362,800		
	30			345,600			
	31			347,500			
再任 職員		216,100	231,200	237,200	260,800	291,800	329,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 255,400	円 288,700	円 370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
再任職員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

□ 教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4
		級	級	級	級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員	1	円	円	円	円
	2	148,100	192,000	314,600	409,700
	3	154,400	199,100	328,200	419,800
	4	161,600	206,300	341,500	429,400
	5	169,500	214,000	351,800	438,900
	6	178,600	222,100	362,000	448,400
	7	188,600	233,300	372,500	457,400
	8	195,400	245,100	382,400	466,300
	9	202,300	257,000	392,000	474,800
	10	209,200	269,600	401,600	483,900
	11	216,500	282,500	410,900	492,900
	12	224,100	295,800	419,800	503,000
	13	232,500	309,500	428,600	512,100
	14	240,300	323,100	436,900	520,600
	15	248,300	335,800	444,600	528,000
	16	256,300	345,800	452,100	532,500
	17	264,200	355,900	459,600	
	18	271,900	366,000	467,700	
	19	279,600	375,500	475,900	
	20	286,500	384,800	483,800	
	21	293,100	393,800	491,700	
	22	299,300	401,800	499,700	
	23	305,400	409,000	506,500	
	24	311,300	416,300	510,600	
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任 職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額
は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以 外 の 職 員	1	円 —	円 —	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36		447,100		
再任 職員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額
は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

二 教育職俸給表(四)

職員 の 区 分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	205,000	255,400	319,100	457,600
	2	170,300	213,500	268,500	334,300	469,000
	3	181,000	222,200	281,400	349,600	480,300
	4	192,400	231,900	295,500	364,700	491,600
	5	203,800	241,400	309,700	379,800	502,900
	6	210,900	254,100	323,800	391,000	514,200
	7	218,400	266,700	339,000	401,700	525,700
	8	226,400	279,500	354,000	412,600	536,200
	9	234,500	292,300	369,100	422,600	545,400
	10	242,800	305,400	380,300	434,400	554,600
	11	251,200	318,300	391,000	446,100	563,600
	12	259,800	331,300	401,600	457,700	572,600
	13	268,000	344,300	411,400	469,100	580,800
	14	275,700	357,000	420,600	480,400	587,300
	15	283,400	366,000	429,000	491,700	592,300
	16	290,700	375,000	437,100	503,000	597,000
	17	297,900	384,000	444,500	514,300	
	18	304,600	392,300	451,700	522,700	
	19	311,000	400,500	457,900	528,000	
	20	316,600	408,300	463,200	533,200	
	21	321,900	416,200	468,300	538,900	
	22	326,800	423,600	473,100	544,600	
	23	331,600	430,800	477,800	550,000	
	24	335,900	437,000	482,600	554,600	
	25	339,900	442,300	486,100	558,800	
	26	343,300	447,400	489,400		
	27	345,800	452,100	492,800		
	28	348,100	456,800			
	29	350,800	461,600			
	30	353,500	465,000			
	31	356,100	468,200			
	32	358,600	471,400			
	33	361,100				
	34	363,500				
	35	366,100				
	36	368,700				
	37	371,300				
再任 用職 員		254,500	305,000	330,500	408,300	487,800

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	円 —	円 —	257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
再任 職員 以外 の 職員	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
27	298,200	368,700				
28	301,100	371,500				
29	303,500	374,300				
30	305,600					
31	307,700					
32	309,700					
再任 職員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4
		級	級	級	級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 299,100	円 350,800	円 430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
	11	367,400	443,000	485,500	541,800
	12	380,000	452,200	495,900	550,800
	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19		502,600	554,300	604,800
	20		506,000	559,000	609,500
	21		509,500	563,700	
	22		513,000	568,300	
	23		516,400	572,400	
	24		519,900	576,600	
再任 職員		297,700	350,300	402,300	470,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第十六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

□ 医療職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の職 員	1	円 —	円 —	円 207,100	円 231,100	円 268,100	円 310,200	円 346,200	円 410,500
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900	422,600
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700	434,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400	446,900
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900	458,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500	470,900
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300	482,900
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100	495,200
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400	507,700
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500	520,300
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100	528,000
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100	535,200
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500	541,900
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000	548,600
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600	553,900
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800	558,300
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000	
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900		
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500		
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200		
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800			
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200			
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700			
	24		298,600	358,400	382,200				
	25		300,400	360,700	384,600				
	26		302,100	362,700	387,100				
	27		304,000	364,800	389,800				
	28		305,800	366,900					
	29			369,100					
	30			371,400					
再任 職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800	443,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	円 —	円 —	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
再任 職員 以外 の職	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任 職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	147,900	191,200	239,500	260,500	300,100	334,300
	2	152,600	198,600	248,400	269,500	310,200	346,400
	3	158,200	206,000	257,500	278,700	320,400	358,500
	4	163,900	213,600	266,100	288,000	330,900	370,400
	5	170,000	221,600	274,600	297,600	341,400	382,100
	6	176,700	229,900	283,100	307,500	351,900	393,700
	7	183,800	238,400	291,600	317,300	361,800	405,300
	8	191,100	247,200	300,200	327,300	371,400	417,000
	9	197,300	256,300	308,600	337,300	380,900	428,600
	10	202,900	264,700	316,800	347,100	390,300	439,500
	11	208,500	273,100	324,900	356,700	399,700	449,300
	12	213,800	281,400	332,300	366,000	409,100	458,800
	13	219,300	289,500	339,700	375,100	417,900	466,600
	14	224,700	297,400	346,900	383,900	425,800	473,100
	15	230,100	305,100	352,500	392,400	431,700	479,700
	16	235,400	312,300	357,300	399,400	437,400	484,200
	17	240,700	319,300	361,300	405,000	441,200	488,600
	18	245,400	326,100	364,600	409,800	445,000	492,800
	19	249,700	332,100	367,500	414,000	448,900	
	20	254,100	337,700	370,400	417,600	452,500	
	21	258,100	341,400	372,900	421,300	456,200	
	22	262,000	344,700	375,500	424,800		
	23	265,500	347,900	378,000	428,300		
	24	268,800	350,200	380,600	431,900		
	25	271,600	352,400	383,200			
	26	274,300	354,700	385,900			
	27	276,400	357,000				
	28	278,400	359,200				
	29	280,400	361,600				
	30	282,300	363,800				
	31	284,300	366,100				
	32	286,200	368,400				
	33	288,000					
	34	289,900					
	35	291,700					
	36	293,600					
	37	295,500					
	38	297,300					
39	299,100						
再任職員		203,000	254,500	272,000	311,700	335,000	370,200

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

別表第十 指定職俸給表(第六條関係)

号	俸	俸給月額
1		円 580,000
2		644,000
3		713,000
4		793,000
5		854,000
6		917,000
7		1,003,000
8		1,082,000
9		1,160,000
10		1,242,000
11		1,317,000
12		1,345,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二條 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九條の四第一項中、「三月一日を削り、同条第二項中、「三月に支給する場合において百分の二十を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百八十五」を「百分の百七十」に、「百分の百一十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に、「三箇月以内(基準日が十一月一日であるときは、六箇月以内)を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
 - 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十五
 - 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
 - 四 三箇月未満 百分の三十
- 第十九條の四第三項中「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百八十五」を「百分の百七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百一十五」を「百分の百三十五」に改める。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号

第十九條の七第二項第一号中、「六月に支給する場合には百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)、十二月に支給する場合には百分の五十五(特定幹部職員にあつては、百分の七十五)を「百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

第十九條の八第一項中、「三月一日を削り、同条第二項中、「三月に支給する場合において百分の二十五を削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十五
 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
 四 三箇月未満 百分の三十
 第十九條の八第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十」とを削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第四項中「同項の表」を「同項各号」に改める。
 (一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)
 第三條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
 第六條第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		円 414,000
2		489,000
3		568,000
4		661,000
5		771,000
6		880,000

第六條第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		円 340,000
2		380,000
3		411,000

第六條第四項中「相当する額」の下に「(給与法の指定職俸給表十二号俸の額未満の額に限る。)又は給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額を加え、ただし書を削る。

第七條第二項中、「第十九條の三第一項」の下に、「第十九條の四第二項」を、「以下「特定管理職員」との下に、「給与法第十九條の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とを加える。

「十」と加える。
 第四條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。
 第七條第二項中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。
 (一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)
 第五條 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
 第七條第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		円 409,000
2		462,000
3		520,000
4		592,000
5		676,000
6		790,000
7		923,000

第八條第二項中、「第十九條の三第一項」の下に、「第十九條の四第二項」を、「以下「特定管理職員」との下に、「給与法第十九條の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とを加える。

第六條 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。
 第八條第二項中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

附則
 (施行期日)
 1 この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二條、第四條、第六條並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

一九

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。)第六條第四項の規定による俸給月額

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。)第七條第三項の規定による俸給月額

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤

務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付職員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

5 平成十四年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の給与法(以下この項において「改正後の給与法」という。)第十九條の四第二項(同条第三項、第三條の規定による改正後の任期付職員法第二号)において「改正後の任期付職員法」という。第七條第二項又は第五條の規定による改正後の任期付職員法(同号)において「改正後の任期付職員法」という。第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。及び第四項から第六項まで、第十九條の八第二項(同条第三項)及び第四項から第六項まで若しくは第二十三條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五條第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号)に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額とする。この場合において、第一号に掲げる額

から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十四年十二月一日(期末手当等)について改正後の給与法第十九條の四第一項後段、第十九條の八第一項後段又は第二十三條第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続き在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第二項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事院規則で定める俸給月額並びに改正後の給与法の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

6 平成十四年四月一日から基準日までの間に於いて防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者(以下この項において「防衛庁職員等」という。)であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情

を考慮して人事院規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める額を加えるものとする。

7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

9 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等)

10 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第一項及び第三項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

第七條の二第一項及び第三項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

第七條の二第一項及び第三項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

10 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当及び期末特別手当に関する前項の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律第七条の二第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。

(地方自治法の一部改正)
11 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
附則第五条の二を削る。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
12 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律百三十五号)の一部を次のように改正する。
附則第四項を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
13 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律百五十二号)の一部を次のように改正する。
附則第三十四条の二を削る。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
14 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中地方公務員等共済組合法附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定及び同法附則第三十四条の二を削る改正規定を削る。
附則第十九条中公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)附則第二条の二を削る改正規定を削る。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)
15 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号

に関する法律の一部を次のように改正する。
附則第二条の二を削る。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
時措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十四年十一月十四日

総務委員長 山崎 力
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行うおうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、一般会計において、二千三百億円程度の節減効果が生じ

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年十一月八日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号の二を削り、第十七号の三を第十七号の二とし、第十七号の四を第十七号の三とし、第十九号の九を削り、第十九号の十を第十九号の九とし、第十九号の十一を削り、第十九号の十二を第十九号の十とし、第十九号の十三を第十九号の十一とする。

第三条第二項中「百三十七万五千円を」を「百三十四万五千円」に改め、同条第三項中「百六十八万二千円を」を「百六十四万六千円」に、「八十七万三千円を」を「八十五万四千円」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「又は前項及び(以下「各省各庁の長」という。))を削り、同項を同条第五項とする。

第四条第二項後段を次のように改める。
この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万八千四百円」とあるのは、「七万二千円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。

第七条の二中「内閣総理大臣等」の下に「秘書官を除く。」を加え、「第十九条の四第五項を」第十九条の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とし、同条第五項に改める。

第七条の三中「秘書官」の下に「調整手当、」

を、「住居手当の下に」、通勤手当を、「単身赴任手当」の下に、「期末手当」を加え、「一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する」を削り、「第十九条の四第五項の下に」(一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。))を加える。

第九条中「は、勤務一日につき三万九千二百円を超えない範囲内において、各省各庁の長が総務大臣と協議して定める額の手当を受ける」を「は、一般職給与法第二十二條第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「総務大臣と協議して」とする」に改める。

附則第三項を次のように改める。
3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、は、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十一号俸の俸給月額を超え百万四千円を超えない範囲内の額とすることが出来る。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは、「附則第三項」とする。

附則第五項及び第六項を削る。
別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円を」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円を」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六一〇、〇〇〇円を」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円を」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円を」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円を」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円を」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

附則第五項及び第六項を削る。
別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円を」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円を」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六一〇、〇〇〇円を」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円を」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円を」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円を」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円を」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

附則第五項及び第六項を削る。
別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円を」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円を」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六一〇、〇〇〇円を」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円を」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円を」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円を」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円を」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

附則第五項及び第六項を削る。
別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円を」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円を」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六一〇、〇〇〇円を」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円を」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円を」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円を」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円を」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

附則第五項及び第六項を削る。
別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円を」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円を」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六一〇、〇〇〇円を」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円を」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円を」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円を」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円を」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

附則第五項及び第六項を削る。
別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円を」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円を」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六一〇、〇〇〇円を」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円を」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円を」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円を」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円を」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

附則第五項及び第六項を削る。
別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円を」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円を」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六一〇、〇〇〇円を」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円を」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円を」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円を」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円を」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号

別表第二俸給月額額の欄中「一、六一〇、〇〇〇円を「一、五七六、〇〇〇円に、「一、三三六、〇〇〇円を「一、三三五、〇〇〇円に、「一、三四六、〇〇〇円を「一、三二七、〇〇〇円に、「一、一八五、〇〇〇円を「一、一六〇、〇〇〇円に、「一、〇四八、〇〇〇円を「一、〇二五、〇〇〇円に改める。
別表第三を次のように改める。
別表第三(第三条関係)

官職名	俸給月額
十一号俸	六一六、八〇〇円
十号俸	五八一、二〇〇円
九号俸	五四五、七〇〇円
八号俸	五一一、一〇〇円
七号俸	四七六、一〇〇円
六号俸	四三六、三〇〇円
五号俸	三九三、三〇〇円
四号俸	三五二、七〇〇円
三号俸	三一六、六〇〇円
二号俸	二九〇、一〇〇円
一号俸	二六九、〇〇〇円

第二条 特別職の職員に關する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

(二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部改正)

第三条 二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百三十六万五千円」を「百三十三万五千円」に改める。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初

特別職の職員に關する法律及び二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特別職の職員に關する法律第一条の改正規定 この法律の公布の日

二 第二条の規定 平成十五年四月一日

三 附則第四項の規定 この法律の公布の日又は行政機関の保有する個人情報に關する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日(特定の秘書官の俸給月額額の切替え)

2 この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員に關する法律第三条第五項(同法附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、総務省令で定める。

(特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

3 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律の一部改正)

4 行政機関の保有する個人情報に關する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律の一部を次のように改正する。

第六条中「同条第十七号の二」を「同条第十七号の一」に改める。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月十四日
経済産業委員長 田浦 直
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、特定中小企業者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本改正で講じられるいわゆるセーフティネット保証の拡充措置については、不良債権処理の加速化及び地域金融機関の再編・合理化が中小企業者に及ぼす影響の重大性にかんがみ、中小企業者の実情を踏まえ、連鎖倒産を回避するため、積極的かつ柔軟な運用に努めること。

また、金融機関等における債務者区分については、中小企業の実態に配慮し、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の適切な運用に努めること。

二 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者に対するセーフティネット保証及び事業再

生保証の運用に当たっては、再生可能性のある中小企業者を少しでも多く再生させる観点から、中小企業者の特性を十分尊重した認定要領を策定し、整理回収機構の企業再生機能の強化を促すとともに、信用保証協会による保証の充実を努めること。また、広く制度の周知徹底に努め、民間金融機関による事業再生融資を呼び込めるよう、最大限努力すること。

三 中小企業総合事業団の信用保険財政がますます悪化を深める状況は、中小企業者を支える信用補完制度の存立を危うくするものである。よって、将来に向けての同事業団の保険の財政基盤を強化するために諸対策を講ずること。

四 中小企業者の創業、新事業などの新たな事業活動への挑戦を支援するため、中小企業税制の見直し、所要資金の確保及びベンチャー・キャピタリスト等民間専門家の質・量の強化を含めた総合的な支援策を講じるほか、意欲ある中小企業等の事業活動の機会が増加するよう、引き続き規制緩和の推進に取り組むこと。

五 簡易な会社ともいべき企業組合の創業促進を図るため、制度の周知徹底と企業組合の認知度向上に努めるとともに、起業に際しての負担軽減の観点から、ワンストップ・サービス化を進め、各種申請手続の簡素化・迅速化等に向けて今後とも環境整備に努めること。

右決議する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十四年十一月七日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 綿貫 民輔

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百
六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の二号を加える。

七 銀行その他の金融機関が支店の削減等によ
る経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の
調整であつて経済産業大臣が指定したものを
実施していることにより、当該金融機関との
金融取引について借入れの減少その他経済産
業大臣が定める事由が生じているため、当該
中小企業者の経営の安定に支障を生じている
と認められること。

八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に
対して有する貸付債権を特定協定銀行(金融
機能の再生のための緊急措置に関する法律
(平成十年法律第百三十二号)第五十二条第一
項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)に
譲渡したることにより、当該金融機関その他の
金融機関との金融取引について借入れの減少
その他経済産業大臣が定める事由が生じてい
るためその経営の安定に支障を生じている中
小企業者のうち、適切な事業計画を有するこ
とその他の経済産業大臣が定める基準に適合
することによりその事業の再生が可能と認め
られるもの。

第三条第一項中「保証をした借入金の額」を「借
入金の額のうち保証をした額」に、「手形金額」を
「手形金額のうち保証をした額」に、「以下第三項」

を「第三項」に、「第三条の三第一項」を「第三条の
四第一項」に改め、同条第三項中「保証をした借入
金の額」を「借入金の額のうち保証をした額」に改
める。

第三条の二第一項中「保証をした借入金の額」を
「借入金の額のうち保証をした額」に改め、同条第
三項中「当該保証をした借入金の額」を「当該借入
金の額のうち保証をした額」に改める。

第三条の三第一項中「借入金の額」の下に「手形
の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度
額。次項において同じ。」を加え、同条第四項に
後段として次のように加える。

この場合において、第三条第三項中「借入金
の額のうち保証をした額」とあるのは、「保証を
した借入金の額(手形の割引の場合は手形金
額、特殊保証の場合は限度額)」と読み替えるも
のとする。

第三条の四第一項中「(手形の割引の場合は手形
金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度
額。次項において同じ。)」を削り、同条第三項後
段を削る。

第三条の五第一項中「保証をした借入金の額」を
「借入金の額のうち保証をした額」に、「手形金額」
を「手形金額のうち保証をした額。以下同じ。」に
改め、同条第二項中「当該保証をした借入金の額」
を「当該借入金の額のうち保証をした額」に改め
る。

第三条の六第一項中「保証をした借入金の額手
形の割引の場合は、手形金額」を「借入金の額の

うち保証をした額」に改め、同条第二項中「当該保
証をした借入金の額」を「当該借入金の額のうち保
証をした額」に改める。

第三条の七第一項中「保証をした借入金の額(手
形の割引の場合は、手形金額)」を「借入金の額の
うち保証をした額」に改め、同条第二項中「当該保
証をした借入金の額」を「当該借入金の額のうち保
証をした額」に改める。

第三条の八第一項中「保証をした借入金の額(手
形の割引の場合は、手形金額)」を「借入金の額の
うち保証をした額」に改め、同条第二項中「当該保
証をした借入金の額」を「当該借入金の額のうち保
証をした額」に改める。

第三条の九第一項中「よるものに限る」を「よる
ものに限り、社債等の振替に関する法律(平成十
三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定す
る短期社債を除く」に改める。

第十二条中「第三条の二第三項中「当該保証をし
た」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保
証」ことに、それぞれ当該保証をした」を「第三条の
二第三項中「当該借入金の額のうち」とあるのは
「経営安定関連保証及びその他の保証」ことに、そ
れぞれ当該借入金の額のうち」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第三条の九第一項の改正規
定は平成十五年一月六日から、附則第十五条の

規定は公布の日から施行する。
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後平成十七年三
月三十一日までの間に、中小企業をめぐる金融
の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後
の中小企業信用保険法第二条第三項第七号及び
第八号並びに第三条、第三条の二及び第三条の
五から第三条の八までの規定について検討を加
え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも
のとする。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律の一部改正)

第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援
助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十
号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「同条第三項中「当該保証をし
た」とあるのは「災害関係保証及びその他の保
証」ことに、それぞれ当該保証をした」を「同条第
三項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災
害関係保証及びその他の保証」ことに、それぞれ
当該借入金の額のうち」に改める。

(中小小売商業振興法の一部改正)

第四条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律
第百一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項の表第三條の二第三項、第
三條の三第二項の項上欄中、第三條の三第二
項を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をし
た」を「当該借入金の額のうち」に改め、同表に
次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした	中小小売商業関連保証及びその他の保証(ことに、それぞれ当該保証をした)
当該債務者	中小小売商業関連保証及びその他の保証(ことに、当該債務者)	

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正)

第五条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表第三条の二第三項、第三条の三第二項の項上欄中、「第三条の三第二項」を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした	労働力確保関連保証及びその他の保証(ことに、それぞれ当該保証をした)
当該債務者	労働力確保関連保証及びその他の保証(ことに、当該債務者)	

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第六条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表第三条の二第三項、第三条の三第二項の項上欄中、「第三条の三第二項」を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした	輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証(ことに、それぞれ当該保証をした)
当該債務者	輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証(ことに、当該債務者)	

(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)

第七条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第三条の二第三項、第三条の三第二項の項上欄中、「第三条の三第二項」を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした	流通業務効率化関連保証及びその他の保証(ことに、それぞれ当該保証をした)
当該債務者	流通業務効率化関連保証及びその他の保証(ことに、当該債務者)	

(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第八条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第三条の二第三項、第三条の三第二項の項上欄中、「第三条の三第二項」を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証(ことに、それぞれ当該保証をした)
当該債務者	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証(ことに、当該債務者)	

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第九条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表第三条の二第三項、第三条の三第二項の項上欄中、「第三条の三第二項」を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした	特定事業活動等関連保証及びその他の保証(ことに、それぞれ当該保証をした)
当該債務者	特定事業活動等関連保証及びその他の保証(ことに、当該債務者)	

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)

第十条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項上欄中、「及び第三条の三第二項」を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	基盤的技術産業集積関連保証及びその他の保証 に、それぞれ当該保証をした に、当該債務者
----------	------------------	---

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)
 第十一条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項上欄中、及び第三条の三第二項を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証 とに、それぞれ当該保証をした 中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証 とに、当該債務者
----------	------------------	--

(新事業創出促進法の一部改正)

第十二条 新事業創出促進法(平成十年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「当該保証をした借入金金の額」を「当該借入金金の額のうち保証をした額」に改める。

第十一条の五第一項の表第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項上欄中、及び第三条の三第二項を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	新事業分野開拓関連保証及びその他の保証 とに、それぞれ当該保証をした 新事業分野開拓関連保証及びその他の保証 とに、当該債務者
----------	------------------	--

第二十八条第一項中「同条第三項中「当該保証をした」とあるのは、「地域新事業創出関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」を「同条第三項中「当該借入金金の額のうち」とあるのは「地域新事業創出関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該借入金金の額のうち」に改める。

(中小企業経営革新支援法の一部改正)

第十三条 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項上欄中、及び第三条の三第二項を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証 とに、それぞれ当該保証をした 経営革新関連保証及びその他の保証 とに、当該債務者
----------	------------------	--

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第十四条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項上欄中、及び第三条の三第二項を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	活用事業関連保証及びその他の保証 とに、それぞれ当該保証をした 活用事業関連保証及びその他の保証 とに、当該債務者
----------	------------------	--

第二十四条第一項中「当該保証をした借入金金の額」を「当該借入金金の額のうち保証をした額」に改め、同条第五項の表第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項上欄中、及び第三条の三第二項を削り、同項中欄及び下欄中「当該保証をした」を「当該借入金金の額のうち」に改め、同表に次のように加える。

第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証 とに、それぞれ当該保証をした 経営資源活用関連保証及びその他の保証 とに、当該債務者
----------	------------------	--

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

審査報告書

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月十四日

経済産業委員長 田浦 直

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、我が国の経済活力を向上するためには中小企業等が行う新たな事業活動を一層促進することが重要であることにかんがみ、企業組合の組織の活性化を図るためその組合員資格を拡大するとともに、中小企業等の資金調達

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本改正で講じられるいわゆるセーフティネット保証の拡充措置については、不良債権処理の加速化及び地域金融機関の再編・合理化が中小企業者に及ぼす影響の重大性にかんがみ、中小企業者の実情を踏まえ、連鎖倒産を回避するため、積極的かつ柔軟な運用に努めること。

また、金融機関等における債務者区分については、中小企業の実態に配慮し、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の適切な運用に努めること。

二 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者に対するセーフティネット保証及び事業再

生保証の運用に当たっては、再生可能性のある中小企業者を少しでも多く再生させる観点から、中小企業者の特性を十分尊重した認定要領を策定し、整理回収機構の企業再生機能の強化を促すとともに、信用保証協会による保証の充実にも努めること。また、広く制度の周知徹底に努め、民間金融機関による事業再生融資を呼び込めるよう、最大限努力すること。

三 中小企業総合事業団の信用保険財政がますます悪化を深める状況は、中小企業者を支える信用補完制度の存立を危うくするものである。よって、将来に向けての同事業団の保険の財政基盤を強化するために諸対策を講ずること。

四 中小企業者の創業、新事業などの新たな事業活動への挑戦を支援するため、中小企業税制の見直し、所要資金の確保及びベンチャー・キャピタリスト等民間専門家の質・量の強化を含めた総合的な支援策を講じるほか、意欲ある中小企業等の事業活動の機会が増加するよう、引き続き規制緩和の推進に取り組むこと。

五 簡易な会社ともいべき企業組合の創業促進を図るため、制度の周知徹底と企業組合の認知度向上に努めるとともに、起業に際しての負担軽減の観点から、ワンストップ・サービスを進め、各種申請手続の簡素化・迅速化等に向けて今後とも環境整備に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年十一月七日
衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(組合員の資格等)」を付する。

第八条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第五項中「左に」を「次に」に、「定める」を「定めるもの」に改め、同項第二号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとす。

- 一 個人
- 二 次のいずれかに該当する者(前号に掲げる者を除く。)であつて政令で定めるもの
- イ 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な物資の供給若しくは役務の提供又は施設、設備若しくは技術の提供を行う者

ロ 当該企業組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供又は技術の提供を受ける者

ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該企業組合の事業の円滑化に寄与する者

三 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合

第八条の次に次の一条を加える。
第八条の二 前条第六項第二号又は第三号の組合員(以下「特定組合員」という。)は、企業組合の総組合員の四分の一を超えてはならない。

第九条の十一 第一項中「組合員の三分の二以上」を「総組合員の二分の一以上の数の組合員(特定組合員を除く。次項から第四項までにおいて同じ。)」に改め、同条第二項中「(以下「従事者」という。)」を削り、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 企業組合の特定組合員は、総会の承認を得なければ、企業組合の行う事業の部類に属する事業の全部又は一部を行つてはならない。

第十九条第七項中「組合員」の下に「(特定組合員を除く。)」を加える。

第十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第二号中「払込」を「払込み」に改め、「組合員」の下に「又は第九条の十一第六項

の規定に違反した特定組合員を加える。
第二十三条の二「中の組合員」の下に「(特定組合員を除く。)」を加える。

第二十四条第一項中「組合員」の下に「(企業組合にあつては、特定組合員以外の組合員)」を加える。

第三十五条第五項中「組合員」を「組合員(特定組合員を除く。以下この項において同じ。)」に改める。

第五十九条第三項中「年一割をこえない」を「年二割を超えない」に改め、「組合員」の下に「(特定組合員を除く。)」を加える。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第二条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自己資本の充実」を「自己資本の充実等」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「中小企業等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。次号において同じ。)に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するもののうち、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿簿に記載されていない株式を発行する株式会社

イ 資本の額が五億円以下のもの
ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

ハ 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

二 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

二 中小企業者に該当する合名会社、合資会社、有限会社及び個人

三 企業組合及び協業組合

第三条第一項第一号を次のように改める。

一 株式会社(中小企業等に限る。次号において同じ。)の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社(中小企業等に限る。次号において同じ。)又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

第三条第一項第二号中「中小企業等」を「株式会社」に、「又は」を「若しくは」に改め、「定めるものをいう。以下この項において同じ。」「の下に「又は有限会社若しくは企業組合の持分を加え、同項第三号中「以下」を「第六号を除き、以下」に、「又は」を「若しくは」に、「取得」を「又は組合がその持分を保有している有限会社(中小企業等を除く。次号において同じ。))の持分の

取得」に改め、同項第四号中「株式会社」の下に「若しくは有限会社」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 中小企業等を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。)の出資の持分又は信託の受益権(中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)の取得及び保有

第三条第一項第五号中「その株式」の下に「持分」を加え、「又は著作権」を「著作権又は信託の受益権」に、「株式会社」を「中小企業等」に改める。

第三条第一項第六号ロを次のように改める。

ロ 中小企業等投資事業有限責任組合若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資又は投資事業を営む者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資

(新事業創出促進法の一部改正)
第三条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十九条」を「第三十九条・第四十条」に改める。
第十条を次のように改める。
(最低資本金に関する特例)
第十条 第二条第二項第三号に掲げる創業者(当該創業者に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、確認の申請

取得」に改め、同項第四号中「株式会社」の下に「若しくは有限会社」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 中小企業等を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。)の出資の持分又は信託の受益権(中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)の取得及び保有

第三条第一項第五号中「その株式」の下に「持分」を加え、「又は著作権」を「著作権又は信託の受益権」に、「株式会社」を「中小企業等」に改める。

第三条第一項第六号ロを次のように改める。

ロ 中小企業等投資事業有限責任組合若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資又は投資事業を営む者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資

(新事業創出促進法の一部改正)
第三条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十九条」を「第三十九条・第四十条」に改める。
第十条を次のように改める。
(最低資本金に関する特例)
第十条 第二条第二項第三号に掲げる創業者(当該創業者に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、確認の申請

書を平成二十年三月三十一日までに経済産業大臣に提出して、その確認を受けた者に限る。)が当該確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の時における資本の額が千万円に満たないもの(以下「確認株式会社」という。)については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十八条ノ四の規定は、その設立の日から五年間(資本の額を千万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

2 前項に規定する創業者が同項の確認の日から二月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の時にける資本の総額が三百万円に満たないもの(以下「確認有限会社」という。)については、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第九条の規定は、その設立の日から五年間(資本の総額を三百万円以上としたときは、その日まで)は、適用しない。

第十条の次に次の十八条を加える。

(確認の取消し)
第十条の二 経済産業大臣は、前条第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

(定款への記載)
第十条の三 確認株式会社の定款には、商法第六百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第十条の十八第一項各号に掲げる事由により解散する旨を記載し、又は記録しなければならない。

2 確認有限会社の定款には、有限会社法第六

平成十四年十一月十五日 参議院会議録第六号

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

条第一項各号に掲げる事項のほか、当該確認
有限会社は第十条の十八第二項各号に掲げる
事由により解散する旨を記載し、又は記録し
なければならない。

(株式申込証の用紙への記載)

第十条の四 確認株式会社は商法第七十五条
第一項の株式申込証の用紙には、同条第二項
各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社
は第十条の十八第一項各号に掲げる事由によ
り解散する旨を記載しなければならない。

(設立における払込みの証明の特例)

第十条の五 確認株式会社を設立する場合にお
ける商法第八十九条の規定の適用について
は、同条第一項中「為スコトヲ要ス」とあるの
は「為スコトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」
とあるのは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。

2 確認有限会社を設立する場合における有限
会社法第十二条第三項において準用する商法
第八十九条の規定の適用については、同条
第一項中「為スコトヲ要ス」とあるのは「為ス
コトヲ得」と、同条第二項中「前項ノ」とある
のは「前項ノ証明ヲ為シタル」とする。
(現物出資等の調査の特例)

第十条の六 確認株式会社を設立する場合にお
ける商法第六十八條第一項第五号及び第六
号に掲げる事項の調査に係る検査役の選任に
ついては同法第七十三條第二項同法第七
十八條第二項において準用する場合を含む。
以下この項において同じ。の規定の適用
については、同法第七十三條第二項中「資
本ノ五分ノ一ヲ超エス且五百万円ヲ超エザル
場合」とあるのは、「二百万円ヲ超エザル場

合」とする。

2 確認有限会社を設立する場合における有限
会社法第七條第二号及び第三号に掲げる事項
の調査に係る検査役の選任についての同法第
十二條ノ二第二項の規定の適用については、
同項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エス且五百万円
ヲ超エザル場合」とあるのは、「六十万円ヲ超
エザル場合」とする。
(設立の登記)

第十条の七 確認株式会社設立の登記におい
ては、商法第八十八條第二項各号に掲げる
事項のほか、当該確認株式会社は第十条の十
八第一項各号に掲げる事由により解散する旨
を登記しなければならない。

2 確認株式会社設立の登記の申請書につい
ての商業登記法(昭和三十八年法律第二百二
十五号)第八十條第十号の規定の適用について
は、同号中「払込みを取り扱った銀行又は信
託会社の払込金の保管に関する証明書」とあ
るのは、「商法第七十條第一項又は第七
十七條第一項の払込みがあつたことを証する
書面及び新事業創出促進法第十條第一項の確
認を受けたことを証する書面」とする。

3 確認有限会社設立の登記においては、有
限会社法第十三條第二項各号に掲げる事項の
ほか、当該確認有限会社は第十条の十八第二
項各号に掲げる事由により解散する旨を登記
しなければならない。

4 確認有限会社設立の登記の申請書につい
ての商業登記法第九十五條第六号の規定の適
用については、同号中「払込みを取り扱った
銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証

明書」とあるのは、「有限会社法第十二條第一
項の払込みがあつたことを証する書面及び新
事業創出促進法第十條第一項の確認を受けた
ことを証する書面」とする。
(書面の提出等)

第十条の八 確認株式会社及び確認有限会社
は、成立したときは、直ちに、当該会社の商
号、成立の年月日その他の経済産業省令で定
める事項について記載した書面を経済産業大
臣に提出しなければならない。

2 確認株式会社(資本の額を千円以上とし
たものを除く。第十条の十八第一項を除き、
以下同じ。)及び確認有限会社(資本の総額を
三百万円以上としたものを除く。同条第二項
を除き、以下同じ。)は、前項の規定により提
出した書面に記載された事項に変更があつた
ときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載し
た書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、経済産業省令で定めると
ころにより、前二項の書面を経済産業省に備
え置き、その書面の提出があつた日から、当
該会社の設立の日から五年を経過する日(そ
の日までに第十条の二の規定による確認の取
消し又は第十条の十九第一項若しくは第二項
の規定による届出があつた場合には、当該取
消し又は届出があつた日)までの間、公衆の
縦覧に供しなければならない。
(事後設立の特例)

第十条の九 確認株式会社がその成立後二年以
内にその成立前から存在する財産であつて営
業のために継続して使用すべきものを取得す

る契約をする場合についての商法第二百四十
六條第一項の規定及び同条第三項において準
用する同法第七十三條第二項の規定の適用
については、同法第二百四十六條第一項中
「資本ノ二十分ノ一以上二当ル」とあるのは
「五十万円以上」と、同条第三項において準
用する同法第七十三條第二項中「資本ノ五
分ノ一ヲ超エス且五百万円ヲ超エザル場合」
とあるのは、「二百万円ヲ超エザル場合」とす
る。

2 確認有限会社がその成立後二年以内にその
成立前から存在する財産であつて営業のため
に継続して使用すべきものを取得する契約を
する場合についての有限会社法第四十條第三
項(同法第五十七條において準用する場合を
含む。以下この項において同じ。)の規定及び
同法第四十條第四項において準用する商法第
二百四十六條第三項において準用する同法第
百七十三條第二項の規定の適用については、
有限会社法第四十條第三項中「資本ノ二十分
ノ一以上二当ル」とあるのは「十五万円以上
ノ」と、同条第四項において準用する商法第
二百四十六條第三項において準用する同法第
百七十三條第二項中「資本ノ五分ノ一ヲ超エ
ズ且五百万円ヲ超エザル場合」とあるのは「六
十万円ヲ超エザル場合」とする。

(新株の発行等における払込みの証明の特例)
第十条の十 確認株式会社が新株を発行する場
合における商法第二百八十條ノ十四第一項及
び商業登記法第八十二條第四号の規定の適用
については、商法第二百八十條ノ十四第一項
中「第八十九條」とあるのは「新事業創出促

進法第十条の五第一項ノ規定ニ依リ替テ用スル第八十九條」と、商業登記法第八十二條第四号中「払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管」に関する証明書とあるのは「商法第二百八十条ノ七の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該新株の発行後のその確認株式会社の資本の額が千万円を超えることとなるときは、この限りでない。

2 確認有限会社が資本を増加する場合における有限会社法第五十七條において準用する同法第十二條第三項の規定及び商業登記法第九十六條第二号の規定の適用については、有限会社法第五十七條において準用する同法第十二條第三項中「同法第八十九條」とあるのは「新事業創出促進法第十条の五第二項ノ規定ニ依リ替テ適用スル商法第八十九條」と、商業登記法第九十六條第一号中「から第三号に掲げる書面並びに有限会社法第五十七條において準用する同法第十二條第一項の払込みがあつたことを証する書面」とする。ただし、当該資本の増加後のその確認株式会社の資本の総額が三百万円を超えることとなるときは、この限りでない。

(貸借対照表等の提出等)
第十條の十一 確認株式会社及び確認有限会社(清算中のものを除く)は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分の決議に関する資料(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成

がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第十條の八第三項の規定は、前項の貸借対照表(電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)について準用する。

(配当の制限等)
第十條の十二 確認株式会社が商法第二百九十九條第一項の利益の配当又は同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配を行う場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百九十九條第一項及び第二百九十三條ノ五第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

2 確認株式会社については、商法第二百九十九條第一項の規定は、適用しない。

3 確認株式会社が商法第二百四十四條ノ三第一項(同法第二百四十四條ノ五第一項において準用する場合を含む)、第二百十條第一項又は第二百一十一條ノ三第一項の規定により自己の株式を買い受ける場合においては、当該確認株式会社の資本の額を千万円とみなして、同法第二百四十四條ノ三ノ二第五項、第二百十條第三項、第二百十條ノ二第一項及び第二百一十一條ノ三第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定を適用する。

4 確認有限会社が有限会社法第四十六條第一項において準用する商法第二百九十九條第一項の利益の配当を行う場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなし

て、有限会社法第四十六條第一項において準用する商法第二百九十九條第一項の規定及び同項に係る有限会社法の規定を適用する。

5 確認有限会社が有限会社法第十九條第五項(同法第七項において準用する場合を含む)において準用する商法第二百四十四條ノ三第一項又は有限会社法第二十四條第一項において準用する商法第二百十條第一項の規定により自己の持分を買い受ける場合においては、当該確認有限会社の資本の総額を三百万円とみなして、有限会社法第十九條第六項同法第七項において準用する場合を含む)において準用する商法第二百四十四條ノ三ノ二第五項並びに有限会社法第二十四條第一項において準用する商法第二百十條第三項及び第二百十條ノ二第一項の規定並びにこれらの規定に係る有限会社法の規定を適用する。

(会社の分割)
第十條の十三 確認株式会社又は確認有限会社が新設分割をする場合においては、分割により設立する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

2 確認株式会社又は確認有限会社が吸収分割をする場合においては、当該確認株式会社又は当該確認有限会社から営業の全部又は一部を承継する会社は、その株式その他の資産を当該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に交付することができない。

(資本の減少)
第十條の十四 確認株式会社及び確認有限会社は、資本の減少により金銭その他の財産を当

該確認株式会社の株主又は当該確認有限会社の社員に支払い、又は交付することができない。

(解散事由の登記の抹消)
第十條の十五 確認株式会社は、その資本の額を千万円以上としたときは、第十條の七第一項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記の申請と当該確認株式会社が資本の額を千万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 確認有限会社は、その資本の総額を三百万円以上としたときは、第十條の七第三項の規定により登記された事項の抹消の登記を申請しなければならない。

4 前項の登記の申請と当該確認有限会社が資本の総額を三百万円以上とする変更の登記の申請とは、同時にしなければならない。

(有限会社への組織変更の特例)
第十條の十六 確認株式会社は、有限会社法第六十四條第三項の規定にかかわらず、商法第三百四十三條に定める決議によりその組織を変更して有限会社とすることができる。

(合名会社等への組織変更)
第十條の十七 確認株式会社は、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

2 前項の場合には、商法第三百四十三條に定める決議によらなければならない。
3 商法第二百九十九條並びに有限会社法第六十一條第一項、第六十四條第一項ただし書、第二項及び第五項、第六十四條ノ二、第六十四條ノ三

並びに第六十六条の規定は、第一項の規定による確認株式会社組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「有限会社二付テハ第十三条第二項二定ムル登記」とあるのは、「合名会社二付テハ商法第六十四条第一項二定ムル登記、合資会社二付テハ同法第四百九条第一項二定ムル登記」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定により合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一定款

二 商業登記法第六十七条第二号及び第九十条第一項第五号に掲げる書面

5 第一項の規定により合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、商業登記法第七十四条の書面を添付しなければならない。

6 商業登記法第七十一条及び第七十二条の規定は、前二項に規定する場合について準用する。

7 確認有限会社は、社員総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることが出来る。

8 前項の場合には、有限会社法第四十八条に定める決議によらなければならない。

9 商法第百条並びに有限会社法第六十一条第一項、第六十四条第五項、第六十四条之二、第六十四条之三、第六十六条及び第六十七条第二項の規定は、第七項の規定による確認有

限会社の組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十六条中「株式会社」とあるのは、「有限会社」と、「有限会社二付テハ第十三条第二項二定ムル登記」とあるのは、「合名会社二付テハ商法第六十四条第一項二定ムル登記、合資会社二付テハ同法第四百九条第一項二定ムル登記」と読み替へるものとする。

10 第四項及び第六項の規定は第七項の規定により合名会社に組織変更した場合の合名会社についてする登記の申請について、第五項及び第六項の規定は第七項の規定により合資会社に組織変更した場合の合資会社についてする登記の申請について準用する。この場合において、第四項第二号中「及び第九十条第一項第五号に掲げる書面」とあるのは、「に掲げる書面」と、第五項中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「前項各号に掲げる書類(商業登記法第九十三条第一項第五号に掲げる書面を除く。）」と読み替へるものとする。

(解散の原因)
第十条の十八 確認株式会社として設立された株式会社(登記された資本の額が千円未満の株式会社に限る)は、商法第四百四条各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。

- 一 資本の額を千円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したと。
- 二 第十条の二の規定により第十条第一項の

確認を取り消されたこと。

2 確認有限会社として設立された有限会社(登記された資本の総額が三百万円未満の有限会社に限る)は、有限会社法第六十九条第一項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由により解散する。

- 一 資本の総額を三百万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から五年を経過したと。
- 二 前項第二号に掲げる事由

(解散等の届出)
第十条の十九 確認株式会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であった者
- 二 破産により解散したとき。その破産管財人
- 三 合併及び破産以外の事由(前条第一項各号に掲げるものを除く)により解散したとき。その清算人
- 四 資本の額を千円以上としたとき。その会社
- 五 有限会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社
- 2 確認有限会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から二週間以内に、その旨を経

済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であった者
- 二 破産により解散したとき。その破産管財人
- 三 合併及び破産以外の事由(前条第二項各号に掲げるものを除く)により解散したとき。その清算人
- 四 資本の総額を三百万円以上としたとき。その会社
- 五 株式会社、合名会社又は合資会社に組織を変更したとき。その会社

第十一条の四第一項中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。
第三十九条第一項を次のように改める。
次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の八第一項若しくは第二項の規定による書面を提出せず、又は虚偽の記載のある書面を提出した者
- 二 第三十七条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第三十九条第二項中「前項」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。
- 2 確認株式会社又は確認有限会社の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その確認株式会社又は確認有限会社の業務に関し、前項第一号の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、その確認株式会社又は確認有限会社に対して同項の刑を科する。

本則に次の一条を加える。

第四十条 発起人、会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者、会社の取締役若しくは商法第二百五十八条第二項(有限会社法第三十二条において準用する場合を含む。)若しくは商法第百八十八条第三項若しくは有限会社法第十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者、会社を代表する役員であつた者、破産管財人又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第十条の四の規定に違反して、株式申込証の用紙(その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

二 第十条の七第一項又は第三項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第十条の十一第一項の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは利益金の処分決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

四 第十条の十七第三項及び第九項において準用する商法第百条の規定に違反して組織変更をしたとき。

五 第十条の十七第三項において準用する有限会社法第六十四条第二項若しくは第六十四条ノ三の規定又は第十条の十七第九項に

おいて準用する同法第六十四条ノ三若しくは第六十七条第二項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

六 第十条の十七第三項及び第九項において準用する有限会社法第六十六条の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

七 第十条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二十三第一項中「払いもどし」を「戻し」に、「払込」を「払込み」に改め、「支払その他組合に対する義務を怠つた組合員」の下に「又は第九条の十一第六項の規定に違反した特定組合員」を加える。

(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第五条 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。
(新事業創出促進法の一部改正)
第六十四条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の五」を「第十一条の四」に改める。

第十条の六第一項中「第百七十三条第二項」を「第百七十三条第二項第一号」に、「同法第百七十三条第二項中」を「同法第百七十三条第二項」に改める。

第十条の九第一項中「第百七十三条第二項」を「第百七十三条第二項第一号」に、「同法第三項において準用する同法第百七十三条第二項中」を「同法中」に改め、同法第二項中「第百七十三条第二項」を「第百七十三条第二項第一号」に、「同法第四十条第四項において準用する同法第百七十三条第二項中」を「同法中」に改める。

第十条の十二第三項中「又は第二百一十一条第三項」を、「第二百一十一条第三項又は第二百二十四条ノ五第二項(同法第二百二十四条ノ六において準用する場合を含む。)」に改める。

第十一条の二第四項を削り、同法第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同法第四項とする。

第十一条の三第三項中「前条第五項」を「前

条第四項」に改める。

第十一条の四を削る。

第十一条の五第一項の表第三項第一項の項中「第十一条の五第一項」を「第十一条の四第一項」に改め、同条を第十一条の四とする。

第三十二条第一号及び第三号中「第十一条の二第五項第一号」を「第十一条の二第四項第一号」に改める。

第三十八条第二項中「から第十一条の四まで」を、「第十一条の三」に改め、同法第四項中「第五項第三号並びに第十一条の四第一項及び第二項」を「第四項第三号」に改める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件(国家公務員倫理審査会委員(得本輝人君)、情報公開審査会委員(松井茂記君)及び中央労働委員会委員(山口浩一郎君、佐藤英善君、今野浩一郎君、椎谷正君、落合誠一君、渡辺章君、上村直子君、荒井史男君、山川隆一君、諏訪康雄君、曾田多賀君、岡部喜代子君、林紀子君及び横溝正子君)

賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 大島 慶久君
大仁田 厚君 大野つや子君

加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
小泉 顕雄君	小斉平敏文君
小林 温君	近藤 剛君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君	斎藤 十朗君
山東 昭子君	清水嘉与子君
清水 達雄君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
谷川 秀善君	段本 幸男君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
西田 吉宏君	野上浩太郎君
野沢 太三君	野間 越君
橋本 聖子君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
福島啓史郎君	藤井 基之君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舛添 要一君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君

溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山下 善彦君	山本 一太君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
池口 修次君	今泉 昭君
岩本 司君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	神本美恵子君
川橋 幸子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	輿石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
榎葉賀津也君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君
谷林 正昭君	千葉 景子君
ルンメル君	辻 泰弘君
角田 義一君	内藤 正光君
直嶋 正行君	信田 邦雄君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健一君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円より子君	峰崎 直樹君

築瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	薬科 満治君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
続 訓弘君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	森本 晃司君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	井上 哲十君
市田 忠義君	池田 幹幸君
緒方 靖夫君	岩佐 恵美君
紙 智子君	大沢 辰美君
小泉 親司君	小池 晃君
富樫 練三君	大門実紀史君
畑野 君枝君	西山登紀子君
林 紀子君	八田ひろ子君
宮本 岳志君	筆坂 秀世君
吉川 春子君	吉岡 吉典君
大江 康弘君	岩本 莊太君
田村 秀昭君	島袋 宗康君
西川きよし君	高橋紀世子君
平野 達男君	平野 貞夫君
森 ゆうこ君	広野ただし君
渡辺 秀央君	山本 正和君
大田 昌秀君	大脇 雅子君
	福島 瑞穂君

反対者氏名

洲上 貞雄君	又市 征治君
大淵 絹子君	黒岩 宇洋君
椎名 素夫君	田嶋 陽子君
中村 敦夫君	本岡 昭次君

○名

国家公務員等の任命に関する件「国家公安委員会委員(大森政輔君)」

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	魚住 汎英君
小野 清子君	大島 慶久君
大仁田 厚君	大野つや子君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
小泉 顕雄君	小斉平敏文君
小林 温君	近藤 剛君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君	斎藤 十朗君
山東 昭子君	清水嘉与子君
清水 達雄君	椎名 一保君

一一一名

平成十四年十一月十五日 参議院會議録第六号 投票者氏名

陳内 孝雄君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
谷川 秀善君	段本 幸男君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
西田 吉宏君	野上浩太郎君
野沢 大三君	野間 越君
橋本 聖子君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
福島啓史郎君	藤井 基之君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舛添 要一君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
濱手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山下 善彦君	山本 一太君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
統 訓弘君	遠山 清彦君

反対者氏名

浜田卓二郎君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	森本 晃司君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	高橋紀世子君
西川きよし君	
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
池口 修次君	今泉 昭君
岩本 司君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	神本美恵子君
川橋 幸子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	興石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勤君	榎葉賀津也君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	ツルシ マルティ君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
信田 邦雄君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	藤原 正司君
堀 利和君	本田 良一君
松井 孝治君	円 より子君

九四名

峰崎 直樹君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
薬科 満治君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田名部匡省君
田村 秀昭君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	福島 瑞穂君
淵上 貞雄君	又市 征治君
大淵 絹子君	黒岩 宇洋君
椎名 素夫君	田嶋 陽子君
中村 敦夫君	本岡 昭次君

国家公務員等の任命に関する件「中央労働委員会委員(若林之矩君)」

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君

一九五名

市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	魚住 汎英君
小野 清子君	大島 慶久君
大仁田 厚君	大野つや子君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
小泉 顕雄君	小齊平敏文君
小林 温君	近藤 剛君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君
山東 昭子君	清水嘉与子君
清水 達雄君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
谷川 秀善君	段本 幸男君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
西田 吉宏君	野上浩太郎君
野沢 大三君	野間 越君
服部三男雄君	橋本 聖子君
日出 英輔君	林 芳正君
	福島啓史郎君

藤井 基之君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舛添 要一君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	澁手 顕正君
宮崎 秀樹君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
神本美恵子君	川橋 幸子君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	榎葉賀津也君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	ソルンマルティ君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
信田 邦雄君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君

広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	藤原 正司君
堀 利和君	本田 良一君
松井 孝治君	円 より子君
峰崎 直樹君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
藁科 満治君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	統 訓弘君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
岩本 荘太君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田村 秀昭君
高橋紀世子君	西川きよし君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	森 ゆうこ君
山本 正和君	渡辺 秀央君
大田 昌秀君	洲上 貞雄君
又市 征治君	大洲 絹子君
黒岩 宇洋君	椎名 素夫君
田嶋 陽子君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

反對者氏名	賛成者氏名
井上 哲士君	阿南 一成君
池田 幹幸君	愛知 治郎君
岩佐 惠美君	荒井 正吾君
大沢 辰美君	有村 治子君
小池 晃君	市川 一朗君
大門美紀史君	岩井 國臣君
西山登紀子君	岩永 浩美君
八田ひろ子君	魚住 汎英君
筆坂 秀世君	大島 慶久君
吉岡 吉典君	大野つや子君
福島 瑞穂君	狩野 安君
	柏村 武昭君
	金田 勝年君
	河本 英典君
	岸 宏一君
井上 美代君	阿部 正俊君
市田 忠義君	青木 幹雄君
緒方 靖夫君	有馬 朗人君
紙 智子君	泉 信也君
小泉 親司君	入澤 肇君
富樫 練三君	岩城 光英君
畑野 君枝君	上野 公成君
林 紀子君	小野 清子君
宮本 岳志君	大仁田 厚君
吉川 春子君	加納 時男君
	景山俊太郎君
	片山虎之助君
	龜井 郁夫君
	木村 仁君
	北岡 秀二君

久世 公堯君	沓掛 哲男君
国井 正幸君	小泉 顕雄君
小斉平敏文君	小林 温君
近藤 剛君	佐々木知子君
佐藤 泰三君	斎藤 滋宣君
斎藤 十朗君	桜井 新君
山東 昭子君	清水嘉与子君
清水 達雄君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
段本 幸男君	月原 茂皓君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中島 啓雄君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
西田 吉宏君	野上浩太郎君
野沢 太三君	野間 赳君
橋本 聖子君	服部三男雄君
日出 英輔君	福島啓史郎君
藤井 基之君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舛添 要一君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	澁手 顕正君
宮崎 秀樹君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	吉田 博美君

平成十四年十一月十五日

参議院會議録第六号

投票者氏名

吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	池口 修次君
今泉 昭君	岩本 司君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
神本美恵子君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君
榊葉賀津也君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	シムシムル子君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
信田 邦雄君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健一君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	藤原 正司君
堀 利和君	本田 良一君
松井 孝治君	円 より子君
峰崎 直樹君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
若林 秀樹君	薬科 満治君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	沢 たまき君

白浜 一良君	高野 博師君
続 訓弘君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
大門美紀史君	富樫 練三君
西山登紀子君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
岩本 莊太君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田名部匡省君
田村 秀昭君	高橋紀世子君
西川きよし君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	大田 昌秀君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
又市 征治君	大渊 絹子君
黒岩 宇洋君	椎名 素夫君
田嶋 陽子君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

反対者氏名

○名

日程第二 一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九四名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	上野 公成君
魚住 汎英君	小野 清子君
大島 慶久君	大仁田 厚君
大野つや子君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
杓掛 哲男君	国井 正幸君
小泉 顯雄君	小斉平敏文君
小林 温君	近藤 剛君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君	斎藤 十朗君
桜井 新君	山東 昭子君
清水嘉与子君	清水 達雄君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
鈴木 政三君	世耕 弘成君
関谷 勝嗣君	田浦 直君
田中 直紀君	田村 公平君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	段本 幸男君

月原 茂皓君	常田 享許君
鶴保 庸介君	中島 啓雄君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	西田 吉宏君
野上浩太郎君	野沢 大三君
野間 起君	橋本 聖子君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	福島啓史郎君
藤井 基之君	保坂 三蔵君
舛添 要一君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山下 善彦君	山本 一太君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
池口 修次君	今泉 昭君
岩本 司君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	神本美恵子君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君

齋藤 勁君	榊葉賀津也君	森 ゆうこ君	山本 正和君	岩永 浩美君	上野 公成君	保坂 三蔵君	舛添 要一君
鈴木 寛君	高嶋 良充君	渡辺 秀央君	黒岩 宇洋君	魚住 汎英君	小野 清子君	松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
高橋 千秋君	谷 博之君	椎名 素夫君	田嶋 陽子君	大島 慶久君	大仁田 厚君	松村 龍二君	松山 政司君
谷林 正昭君	千葉 景子君	中村 敦夫君	本岡 昭次君	大野つや子君	加納 時男君	三浦 一水君	溝手 顕正君
ツルシマルテイ君	辻 泰弘君			狩野 安君	景山俊太郎君	宮崎 秀樹君	森下 博之君
角田 義一君	内藤 正光君			柏村 武昭君	金田 勝年君	森田 次夫君	森山 裕君
直嶋 正行君	信田 邦雄君			亀井 郁夫君	河本 英典君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
羽田雄一郎君	長谷川 清君			木村 仁君	岸 宏一君	山崎 力君	山崎 正昭君
平田 健二君	広中和歌子君			北岡 秀二君	久世 公堯君	山下 英利君	山下 善彦君
福山 哲郎君	藤井 俊男君			沓掛 哲男君	国井 正幸君	山本 一太君	吉田 博美君
藤原 正司君	堀 利和君			小泉 顕雄君	小齐平敏文君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
本田 良一君	松井 孝治君			小林 温君	近藤 剛君	脇 雅史君	朝日 俊弘君
円 より子君	峰崎 直樹君			佐々木知子君	佐藤 泰三君	伊藤 基隆君	池口 修次君
築瀬 進君	柳田 稔君			齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君	今泉 昭君	岩本 司君
山根 隆治君	山本 孝史君			桜井 新君	山東 昭子君	海野 徹君	江田 五月君
和田ひろ子君	若林 秀樹君			清水嘉与子君	清水 達雄君	江本 孟紀君	小川 勝也君
薬科 満治君	魚住裕一郎君			椎名 一保君	陣内 孝雄君	小川 敏夫君	大塚 耕平君
加藤 修一君	風間 昶君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
草川 昭三君	木庭健太郎君			関谷 勝嗣君	田浦 直君	神本美恵子君	川橋 幸子君
沢 たまき君	白浜 一良君			田中 直紀君	田村 公平君	木俣 佳丈君	北澤 俊美君
高野 博師君	統 訓弘君			田村耕太郎君	伊達 忠一君	郡司 彰君	小林 元君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君			竹山 裕君	武見 敬三君	小宮山洋子君	奥石 東君
浜四津敏子君	日笠 勝之君			谷川 秀善君	段本 幸男君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
弘友 和夫君	福本 潤一君			月原 茂皓君	常田 享詳君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君
松 あきら君	森本 晃司君			鶴保 庸介君	中川 義雄君	榊葉賀津也君	鈴木 寛君
山口那津男君	山下 栄一君			中島 啓雄君	中曾根弘文君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
山本 香苗君	山本 保君			中原 爽君	仲道 俊哉君	谷 博之君	谷林 正昭君
渡辺 孝男君	岩本 莊太君			西田 吉宏君	野上浩太郎君	千葉 景子君	ツルシマルテイ君
大江 康弘君	田名部匡省君			野沢 大三君	野間 越君	辻 泰弘君	角田 義一君
田村 秀昭君	高橋紀世子君			橋本 聖子君	服部三男雄君	内藤 正光君	直嶋 正行君
西川きよし君	平野 貞夫君			林 芳正君	日出 英輔君	信田 邦雄君	羽田雄一郎君
平野 達男君	広野ただし君			福島啓史郎君	藤井 基之君	長谷川 清君	平田 健二君

賛成者氏名
阿南 一成君
愛知 治郎君
荒井 正吾君
有村 治子君
市川 一朗君
岩井 國臣君
阿部 正俊君
青木 幹雄君
有馬 朗人君
泉 信也君
入澤 馨君
岩城 光英君
二一八名

反対者氏名
井上 哲士君
池田 幹幸君
岩佐 恵美君
大沢 辰美君
小池 晃君
大門実紀史君
西山登紀子君
八田ひろ子君
筆坂 秀世君
吉岡 吉典君
島袋 宗康君
大田 昌秀君
大淵 貞雄君
大淵 絹子君
井上 美代君
市田 忠義君
緒方 靖夫君
紙 智子君
小泉 親司君
富樫 練三君
畑野 君枝君
林 紀子君
宮本 岳志君
吉川 春子君
大脇 雅子君
福島 瑞穂君
又市 征治君
二七名

日程第三 特別職の職員の給与に関する法律及び
二五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する
臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

平成十四年十一月十五日 参議院會議録第六号 投票者氏名

<p>廣中和歌子君 藤井 俊男君 堀 利和君 松井 孝治君 峰崎 直樹君 柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君 薫科 滿治君 加藤 修一君 草川 昭三君 沢 たまき君 高野 博師君 遠山 清彦君 浜四津敏子君 弘友 和夫君 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 井上 美代君 市田 忠義君 緒方 靖夫君 紙 智子君 小泉 親司君 富樫 練三君 畑野 君枝君 林 紀子君 宮本 岳志君 吉川 春子君 大江 康弘君 田名部匡省君</p>	<p>福山 哲郎君 藤原 正司君 本田 良一君 円 より子君 篠瀬 進君 山下八洲夫君 山本 孝史君 若林 秀樹君 魚住裕一郎君 風間 昶君 木庭健太郎君 白浜 一良君 統 訓弘君 浜田卓二郎君 日笠 勝之君 福本 潤一君 森本 晃司君 山下 栄一君 山本 保君 井上 哲士君 池田 幹幸君 岩佐 恵美君 大沢 辰美君 小池 晃君 大門実紀史君 西山登紀子君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 岩本 莊太君 島袋 宗康君 田村 秀昭君</p>	<p>高橋紀世子君 平野 貞夫君 広野ただし君 山本 正和君 大淵 絹子君 椎名 素夫君 中村 敦夫君</p>	<p>西川きよし君 平野 達男君 森 ゆうこ君 渡辺 秀央君 黒岩 宇洋君 田嶋 陽子君 本岡 昭次君</p>	<p>大田 昌秀君 淵上 貞雄君</p>	<p>又市 征治君</p>	<p>四名</p>	<p>日程第四 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第五 中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p>	<p>賛成者氏名 阿南 一成君 愛知 治郎君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君 岩井 國臣君 岩永 浩美君 魚住 汎英君 大島 慶久君 大野つや子君 狩野 安君 柏村 武昭君 金田 勝年君 河本 英典君</p>	<p>阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 泉 信也君 入澤 肇君 岩城 光英君 上野 公成君 小野 清子君 大仁田 厚君 加納 時男君 景山俊太郎君 片山虎之助君 亀井 郁夫君 木村 仁君</p>	<p>岸 宏一君 久世 公堯君 国井 正幸君 小斉平敏文君 近藤 剛君 佐藤 泰三君 斎藤 十朗君 山東 昭子君 清水 達雄君 陣内 孝雄君 世耕 弘成君 田浦 直君 田村 公平君 伊達 忠一君 武見 敬三君 段本 幸男君 常田 享詳君 中川 義雄君 中曾根弘文君 仲道 俊哉君 野上浩太郎君 野間 赳君 服部三男雄君 日出 英輔君 藤井 基之君 舛添 要一君 松田 岩夫君 松山 政司君 溝手 顕正君 森下 博之君 森山 裕君 山内 俊夫君</p>	<p>北岡 秀二君 沓掛 哲男君 小泉 顕雄君 小林 温君 佐々木知子君 斉藤 滋宣君 桜井 新君 清水嘉与子君 椎名 一保君 鈴木 政二君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 田村耕太郎君 竹山 裕君 谷川 秀善君 月原 茂皓君 鶴保 庸介君 中島 啓雄君 中原 爽君 西田 吉宏君 野沢 太三君 橋本 聖子君 林 芳正君 福島啓史郎君 保坂 三蔵君 松谷倉一郎君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山崎 力君</p>	<p>山崎 正昭君 山下 善彦君 吉田 博美君 若林 正俊君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 江田 五月君 小川 勝也君 大塚 耕平君 勝木 健司君 川橋 幸子君 北澤 俊美君 小林 元君 奥石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勁君 鈴木 寛君 高橋 千秋君 谷林 正昭君 シキマルイ君 角田 義一君 直嶋 正行君 羽田雄一郎君 平田 健一君 福山 哲郎君 藤原 正司君 本田 良一君 円 より子君 篠瀬 進君 山下八洲夫君 山本 孝史君</p>	<p>山下 英利君 山本 一太君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 伊藤 基隆君 今泉 昭君 海野 徹君 江本 孟紀君 小川 敏夫君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 木俣 佳文君 郡司 彰君 小宮山洋子君 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君 榎葉賀津也君 高嶋 良充君 谷 博之君 千葉 景子君 辻 泰弘君 内藤 正光君 信田 邦雄君 長谷川 清君 広中和歌子君 藤井 俊男君 堀 利和君 松井 孝治君 峰崎 直樹君 柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君</p>
--	---	---	---	--------------------------	---------------	-----------	--	---	---	---	--	--	--

若林 秀樹君	葦科 満治君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
統 訓弘君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
大門実紀史君	富樫 練三君
西山登紀子君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
岩本 荘太君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田名部匡省君
田村 秀昭君	高橋紀世子君
西川きよし君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	大脇 雅子君
大田 昌秀君	福島 瑞穂君
大淵 貞雄君	又市 征治君
大淵 絹子君	黒岩 宇洋君

反对者氏名

椎名 素夫君	田嶋 陽子君
中村 敦夫君	本岡 昭次君

○名

明治三十五年二月二十一日
第三種郵便物認可

発行所 千代田区千代田一〇五八四四五丁目
二番地 郵政省印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部
送料 本号一部
印刷 〇〇四